

第41回（平成28年度第2回） 大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

平成28年11月17日(木)
トキハ会館 5階 ローズの間

第41回（平成28年度第2回）大分県事業評価監視委員会

次 第

日時：平成28年11月17日（木） 10時00分～

場所：トキハ会館 5階 ローズの間

1. 開会の辞 10:00～

- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶

2. 対象事業説明 10:10～

(1)	事前	中山間地域総合整備事業	両院3期地区	農村整備計画課	20分
(2)	事後	道整備交付金事業	三国灰立線	林務管理課	20分
(3)	再	農山漁村地域整備交付金事業	宇治藤原線	林務管理課	20分

《休憩》 11:10～ 10分

(4)	再	水産流通基盤整備事業(特定)	佐賀関漁港	漁港漁村整備課	20分
(5)	再	道路改築事業	国道212号 響峠バイパス	道路建設課	20分

《昼食・休憩》 12:00～ 60分

13:00～

(6)	再	都市計画道路事業	庄の原佐野線 元町・下郡工区	都市・まちづくり 推進課	20分
(7)	再	広域河川改修事業	山国川	河川課	20分
(8)	再	海岸環境整備事業	国東港海岸 武蔵(藤本)地区	港湾課	20分

《休憩》 14:00～ 10分

(9)	再	海岸環境整備事業	別府港海岸 関ノ江地区	港湾課	20分
(10)	再	港湾環境整備事業	佐伯港 大入島東地区	港湾課	20分

3. 閉会の辞

- (1) 事務局長挨拶

資料目次

1. 総括表

- | | | |
|-----|---------|--------|
| (1) | 対象事業総括表 | P0-1 ~ |
| (2) | 箇所図 | P0-3 ~ |

2. 対象事業

農林水産部

- | | | | | |
|-----|------|----------------|--------|--------|
| (1) | 【事前】 | 中山間地域総合整備事業 | 両院3期地区 | P1-1 ~ |
| (2) | 【事後】 | 道整備交付金事業 | 三国灰立線 | P2-1 ~ |
| (3) | 【再】 | 農山漁村地域整備交付金事業 | 宇治藤原線 | P3-1 ~ |
| (4) | 【再】 | 水産流通基盤整備事業(特定) | 佐賀関漁港 | P4-1 ~ |

土木建築部

- | | | | | |
|------|-----|----------|----------------|---------|
| (5) | 【再】 | 道路改築事業 | 国道212号 響峠バイパス | P5-1 ~ |
| (6) | 【再】 | 都市計画道路事業 | 庄の原佐野線 元町・下郡工区 | P6-1 ~ |
| (7) | 【再】 | 広域河川改修事業 | 山国川 | P7-1 ~ |
| (8) | 【再】 | 海岸環境整備事業 | 国東港海岸 武蔵(藤本)地区 | P8-1 ~ |
| (9) | 【再】 | 海岸環境整備事業 | 別府港海岸 関ノ江地区 | P9-1 ~ |
| (10) | 【再】 | 港湾環境整備事業 | 佐伯港 大入島東地区 | P10-1 ~ |

第41回(平成28年度第2回)大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【事前評価】農林水産部

(単位: 百万円)

番号	事業課名 計画課	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等 高院3期地区	場所 宇佐市	全体計画			評価結果		対応方針 (案)
						事業期間	事業費	事業概要	総合評価	ランク	
(1)	農村整備 計画課	交付金	中山間地域 総合整備事業	路線・河川・港・地区名等 高院3期地区	宇佐市	7年	1,578	農業用排水施設L=20,182.0m 農道L=2,135.0m (W=5.0m) 暗渠排水A=13.6ha 農業集落道=657.0m (W=4.0m) 農業集落排水施設整備L=37.0m 交流施設整備A=2350.0m2	-	-	事業実施

【再評価】土木建築部

(単位: 百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	場所	再評価 基準	採択 年度	完成年度		事業費			H26迄		H29以降 年	最終の事業計画概要	対応方針 (案)						
							当初	最終	当初	前回	最終	増減 率	B/C				年	進捗 率	事業費	年		
(2)	道路建設課	交付金	道路改築事業	路線・河川・港・地区名等 国道212号 纏井ハイパス	再評価 後5年	H14	H23	H28	H32	4,230	5,268	5,700	1.08	1.1	1.1	15年	2,381	42%	4年	3,319	L=2,400m,W=6.5(11.25)m トンネルL=613m 橋梁(3橋)L=59m	継続
(3)	都市・まちづくり 推進課	補助	都市計画道路事業	庄の原佐野線 (元町・下郡区)	社会経済 構造の変 化等(評 価必要)	H20	H28	H29	H29	13,000	14,000	14,600	1.04	1.8	1.7	9年	13,100	90%	1年	1,500	延長 L=1,200m 改良 橋梁(3橋) L=526m	継続
(4)	河川課	交付金	広域河川改修事業	山国川	大幅な 計画変 更	H25	H44	-	H50	4,360	-	7,850	1.80	4.4	4.0	4年	658	8%	22年	7,192	延長L=14,500m 築堤V=42,100m3 掘削V=437,600m3 護岸A=30,600m2	継続
(5)	港湾課	交付金	海岸環境整備事業	別府港海岸 関ノ江地区	再評価 後5年	H4	H21	H27	H35	2,250	1,689	1,780	1.05	10.6	10.1	25年	1,500	84%	7年	280	護岸L=445m,突堤N=2基 人工海浜A=23,000m2 緑地・広場A=17,300m2 橋梁A=6,000m2	継続
(6)	港湾課	交付金	海岸環境整備事業	国東港海岸 武蔵(熊本)地区	再評価 後5年	H2	H18	H26	H31	3,463	4,349.8	4,349.8	1.00	1.6	1.4	26年	4,281	98%	3年	68.8	護岸L=85m,人工海浜A=27,044m2 緑地・広場A=14,000m2,護岸堤 L=470m,橋梁A=22,000m2,飛砂防止柵 L=200m	継続
(7)	港湾課	交付金	港湾環境整備事業	佐伯港 大入島東地区	再評価 後5年	H9	H20	未定	未定	5,400	4,700	4,700	1.00	-	-	20年	1,060	23%	未定	未定	外国護岸(A)L=100m,外国護岸 (B)L=240m,内護岸L=260m	休止

第41回（平成28年度第2回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【再評価】農林水産部

(単位：百万円)

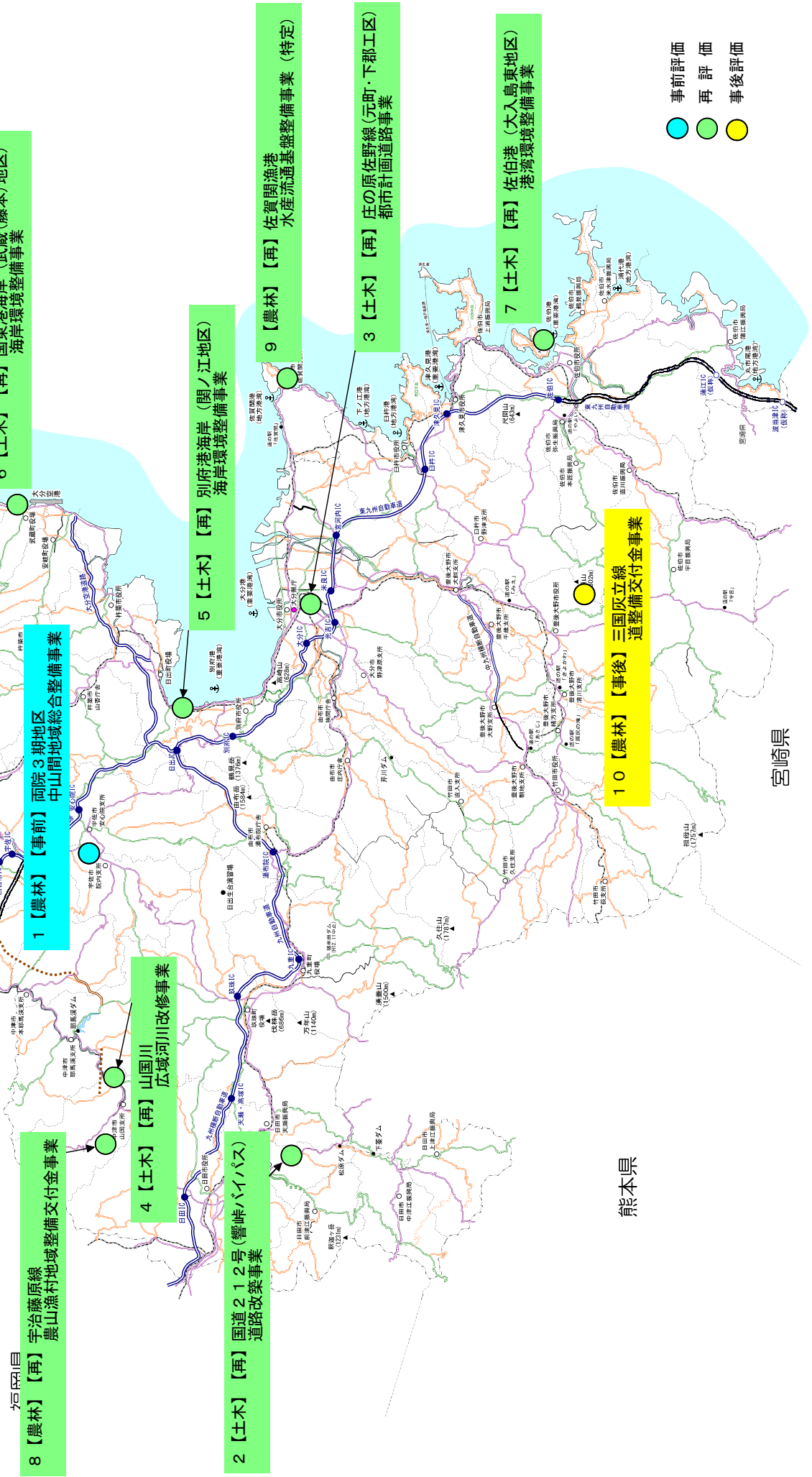
番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度		事業費		増減率		B/C		H28迄		H29以降		最終の事業計画概要	対応方針(案)		
								当初	最終	当初	前回	最終	最終/前回	前回	今回	年	事業費	進捗率	年			事業費	
(8)	林務管理課	交付金	農山漁村地域整備交付金事業	宇治藤原線	中津市山国町守雲～中津市山国町小屋川	再評価後5年	H19	H26	H28	H33	1,240	1,240	1,240	1.00	1.59	1.09	10年	898	72%	5年	342	林道開設 延長 L=7,304m 幅員 W=4.0m	継続
(9)	漁港漁村整備課	補助	水産流通基盤整備事業(特定)	佐賀関漁港	大分市大字佐賀関	再評価後5年	H14	H23	H30	H30	4,517	8,524	10,990	1.29	1.10	1.61	15年	9,314	85%	2年	1,676	防波堤L=1,260m 物揚場L=589m 護岸 L=50m 臨港道路L=950m	継続

【事後評価】農林水産部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	採択年度	完成年度		変動	完了後経過年	評価年度		事業費(百万円)		最終の事業計画概要	対応方針(案)	
							当初	最終			事前	再	当初	最終			変動
(10)	林務管理課	交付金	道整備交付金事業	三国灰立線	豊後大野市三重町小坂～豊後大野市三重町鷺谷	H4	H23	H23	1.00	5年	—	H20	2,453	6,573	2.68	林道開設 延長 L=16,476m 幅員 W=5.0～7.0m	評価の完了

第41回(平成28年度第2回)
大分県事業評価監視委員会 対象事業箇所図



● 事前評価
● 再評価
● 事後評価

熊本県

宮崎県

事前評価書

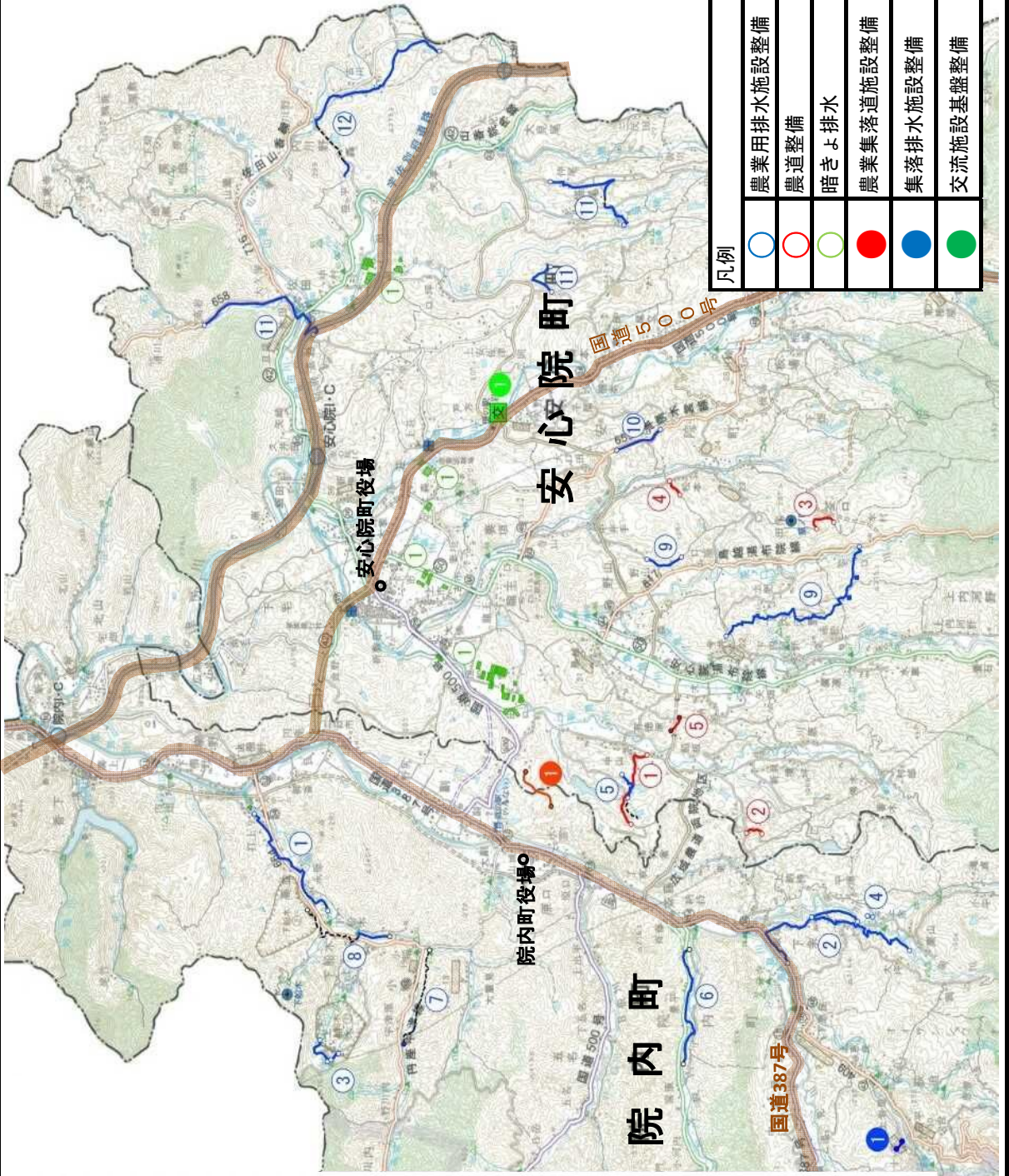
年度	28
整理番号	

事業名・路線名等		中山間地域総合整備事業 両院3期 地区	事業主体	大分県
所在地		宇佐市		
事業概要	事業の目的	<p>・自然的、経済的、社会的に恵まれず農業生産条件が不利な中山間地域において、農業生産基盤とともに農村生活環境等の整備を総合的に行うことにより、農業農村の振興を図ることを目的とする。</p> <p>・農業用水施設の改修・更新を行うとともに、関連事業『国営緊急農地再編整備事業駅館川地区』と連携した再整備を進め、安定した農業用水の確保、農地の集積、生産規模の拡大、及び、県内外の企業の経営体の誘致促進など、農業構造改革の更なる加速に向けた生産基盤の整備促進を目的とする。</p>		
	事業内容	<p>【農業用排水施設整備】 L=20,182.0m 【農道整備】 L=2,135.0m [W=4.0(5.0)m]</p> <p>【暗渠排水】 A=13.6ha</p> <p>【農業集落排水施設整備】 L=37.0m 【農業集落道整備】 L=657.0m [W=3.0(4.0)m]</p> <p>【交流施設基盤整備】 1箇所</p>		
	事業費	C=1,578百万円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から7年(平成35年度)		
	事業段階毎の実施計画	<p>1年目 測量、詳細設計、関係機関との協議、農業集落排水施設整備 工事 等</p> <p>2年目 測量、詳細設計、関係機関との協議、用地買収、農業用排水施設等 工事 等</p> <p>3年目 用地買収、農業用排水施設、農道整備 交流施設基盤整備 工事 等</p> <p>4年目 農業用排水施設、農道整備 暗渠排水 工事 等</p> <p>5年目 農業用排水施設、農道整備 集落道整備 工事 等</p> <p>6年目 農業用排水施設、農道整備 工事 等</p> <p>7年目 農業用排水施設 工事 等</p>		
	必要性・緊急性	<p>・耕作放棄地が増加するとともに、ぶどう栽培面積が減少傾向にある。農業従事者の高齢化が進行しているため、新たな担い手の確保と農地条件の改良が急務である。</p> <p>・水利施設の老朽化による破損事故等が頻発し、維持管理費が年々増大して、用水の安定供給確保が急務である。</p> <p>・関連する国営緊急農地再編整備事業駅館川地区と連携し、一体的な整備を図る必要がある。</p>		
	整備効果	<p>国営事業と一体的な整備により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業への新たな担い手の参入と園芸産地の規模拡大が促進する。 ・農地条件の改善とともに、耕作放棄地の解消が図られる。 ・地域の担い手法人や参入実績のある法人などを中心に、農地の集積が促進する。 ・企業の経営体の農業生産展開により、産地の原料を活用した6次産業化やブランド化の取組が強化される。 ・水路の改修により、用水の安定供給と維持管理の軽減が図られる。 		
	費用対効果分析	B/C= 1.22		
	工法の妥当性	<p>・土地改良事業設計指針に則した工法を採用している。</p> <p>・地域の条件に応じた一般的な工法等を採用し、経済的な施工を行う計画である。</p>		
	コスト削減	<p>・土の切盛を調整する計画で残土を少なくして、発生土は現場内で処理する。</p> <p>・『国営緊急農地再編整備事業駅館川地区』により設けられた仮設道路を整備することにより、農道のコストを削減する計画としている。</p> <p>・集落道整備において、発生土を宇佐市で予定している整地工事へ流用し、運搬コストを削減する予定である。</p>		
環境等への配慮	<p>・低排出ガス型の建設機械を使用する。低騒音型の建設機械を使用する。</p> <p>・地区内で土の切盛りを完結させ、地区外への土の持ち出しを少なくすることで環境に配慮している。</p> <p>・環境情報協議会を開催し、環境への配慮を行うとともに、宇佐市景観計画との整合を図っていく計画である。</p>			
事業実施環境	事業の実効性	<p>・土地改良法に基づく、地元から申請される事業である。また関係する土地改良区や市、国と調整を図り事業推進をしている。</p> <p>・市に県事業の地元調整担当の職員がいる。</p> <p>・事前に地元説明会において受益者の同意が得られており、土地改良法手続では地元からの同意取得の見込みがある。</p>		
	事業の成立性	<p>『国営緊急農地再編整備事業駅館川地区』にて幹線水路の基幹施設や区画整理の再整備が進められている。国営で整備した施設と一体的な末端施設を県営事業にて補完し、農業用水の安定供給により品質及び生産性向上を図る。</p> <p>・土地改良法第85条による申請事業であり、事業実施要綱要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。</p> <p>・負担区分（農業生産基盤整備 国:55%、県:30%、市:15~10%、地元0~5% 農村環境整備 国:55%、県:25%、市:20%）</p>		
	事業の特殊性	<p>・『国営緊急農地再編整備事業駅館川地区』がH27から着工し、H34までに完了する見込みであり、調整を図りながら推進する必要がある。</p> <p>・地元農家と営農時期等との調整を図り工事実施を行う。</p> <p>・土地改良事業設計指針等に即した計画設計となっている。</p>		
対応方針		<p>・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。</p>		

事業箇所位置図

平成29年度新規地区 中山間地域総合整備事業 両院3期地区 地区一覽表

種別	番号	地区名	事業量	事業費	受益面積	備考
農業生産基盤整備事業	農業用排水施設整備					
	①	高並	L= 1,720 m	61,930	8.5ha	
	②	下余	L= 3,653 m	173,200	16.4ha	2路線
	③	上給木	L= 587 m	27,270	19.5ha	2路線
	④	平原	L= 27 m	17,090	4.0ha	
	⑤	中山	L= 610 m	14,120	4.5ha	重複面積(△4.5ha)
	⑥	景平	L= 1,615 m	50,340	5.9ha	
	⑦	小稲	L= 28 m	15,200	4.7ha	
	⑧	下給木	L= 462 m	39,650	7.2ha	
	⑨	松本	L= 3,506 m	176,100	43.4ha	2路線
	⑩	坂場	L= 791 m	35,400	27.0ha	
	⑪	上ノ原	L= 4,597 m	185,900	32.9ha	3路線
⑫	古川	L= 2,566 m	118,800	23.9ha		
		小計	L= 20,182 m	915,000	197.9ha	
農道整備						
①	中山	L= 1,000 m	196,000	42.6ha		
②	平山	L= 270 m	55,000	15.2ha		
③	釜ノ口2	L= 430 m	82,300	15.1ha		
④	釜ノ口3	L= 240 m	51,600	16.2ha		
⑤	有徳原1	L= 195 m	37,100	4.4ha		
	小計	L= 2,135 m	422,000	93.5ha		
暗渠排水						
①	安心院	A= 13.6 ha	41,000	13.6ha		
	小計	A= 13.6 ha	41,000	13.6ha		
農業生産基盤整備事業計						
			1,578,000	305.0ha	300.5ha	
農業集落施設整備						
①	平成の森	L= 657 m	172,000			
	小計	L= 657 m	172,000			
農業集落排水施設整備						
①	十ヶ平	L= 37 m	8,000			
	小計	L= 37 m	8,000			
交流施設基盤整備						
①	戸方	A= 2,350 m ²	20,000			
	小計	A= 2,350 m ²	20,000			
農村生活環境基盤整備事業						
			200,000			
合計						
			1,578,000	305.0ha	300.5ha	



凡例	
○	農業用排水施設整備
○	農道整備
○	暗さよ排水
○	農業集落施設整備
○	集落排水施設整備
○	交流施設基盤整備

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 中山間地域総合整備事業 両院3期 地区				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H29～H75	農業用排水施設整備	12地区 L=20,182m	2,340,218	
	農道整備	5地区 L=2,135.0m	666,289	
	暗渠排水	1地区 A=13.6ha	66,435	
	農業集落道施設整備	1地区 L=657.0m	64,946	
	農業集落排水施設整備	1地区 L=37.0m	17,222	
	交流施設基盤整備	1地区 A=2350.0m ²	20,048	
	合 計		3,175,158	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H29～H75	作物生産効果		3,900,440	
	品質向上効果		1,504,960	
	営農経費節減効果		△ 248,520	
	維持管理費節減効果		△ 152,680	
	営農に係る走行経費節減効果		997,000	
	生活改善効果		564,960	
	国産農産物安定供給効果		537,400	
		合 計		7,103,560
総費用額(C)	2,927,406	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	3,592,379	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	3,592,379 / 2,927,406 = 1.22			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<p>○農業集落道の整備により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園が大分県広域防災基本計画の一次拠点施設に指定されており、災害時には、連絡道として活用が可能。 ・農村交流センターや平成の森公園の利用促進も図られる。 <p>○里の駅に隣接した交流施設基盤整備(公園)により、効果的な利活用を図ることで、地域の産業・観光の拠点として、地域の活性化が期待される。</p> <p>○農業の持続的発展のベースとなる基盤の整備により、農業・農村の維持が図られることから、田園景観や農村環境の保全、農業に関連する文化の継承が期待される。</p>				

事前評価チェックリスト(中山間地域総合整備事業)

地区名 (両院3期地区)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須 優先	小項目の具体的な内容		
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由 緊急を要する現状の課題	現状の課題から事業が必要な主な理由	○	農業をめぐり生活環境の変化や高齢化と担い手不足が顕著化しているため、農業用水の安定供給と農地条件を改良すること、農業経営の安定、農業所得の向上や営農環境の改善に努め、地域活性化を図り魅力ある農業農村を構築する必要がある。		
			機能低下	○	素堀水路や現場打水路の老朽化により漏水が多く、用水の安定供給の確保が急務となっている。		
			耐用年数経過	○	整備から約40年が経過した既存の農業水利施設(水路・パイプライン)は、対応年数を経過している。 水路40年<(549年以前に整備) パイプライン30年<40年		
			維持管理費の割高	○	農業水利施設の老朽化による故障事故等が頻発し、維持管理費が年々増大している。		
			関連事業との進捗調整等	○	国営緊急農地再編整備事業(飯沼川地区 (H27~H34))と調整を図る必要がある。		
			農業生産基盤整備により得られる効果	○	農業用水の安定供給及び作物の品質・生産性向上が図られる。農地条件が改善される。		
			農村生活環境整備により得られる効果	○	農村生活環境が改善する。(排水の未然防止、道路の利便性、公園の活用等)		
			関連した一体的整備により得られる効果	○	担い手の参入、園芸産地の規模拡大、農地の集積の促進。6次産業化やブランド化への取組み強化が図られる。		
			費用対効果分析	(B/C) 等	費用便益分析(B/C)1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれる	○	B/C= 1.22
			○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討	関係法令や技術基準等への適合状況 事業効果及び経済性における複数案の検討状況	○	土地改良設計基準に基づき、適合した工法を採用している。 - 地域の条件に応じた一般的な工法等を採用し、経済的な施工を行う計画である。
事業手法 ・工法の 妥当性	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	○	土の切盛を調整する計画で填土を少なくして、発生土は現場内で処理する。		
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有用利用、地域内発生した建設副産物の使用	○	集落道整備において、発生土を宇佐市で予定している整地工事へ流用予定である。		
		自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策	○	低排出ガス型の建設機械を使用する。		
		周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	○	低騒音型の建設機械を使用する。		
		景観の配慮	周辺の景観への配慮	-	宇佐市景観計画との整合を図っていく計画としている。		
		残土処理の状況	残土処理の状況	○	地区内での土の切盛を完結させ、地区外への土の持ち出しを少なくすることで、環境に配慮している。		
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	-	実施に先立ち、宇佐市文化財担当部局と協議し、必要があれば埋蔵文化財の試掘調査を行っていく計画である。		
		地元要望、協力体制	地元要望、事業実施に対する推進体制がある	○	土地改良法に基づく、地元から申請された事業である。また、関係する土地改良区や市、国と調整を図り事業推進をしていく。		
		市町村の協力体制	地元説明や用地取得(用地使用承諾)に関して市町村の支援がある	○	市に県事業の地元調整担当の職員がいる。		
		事業の実効性	○事業の実効性	用地取得の難易度	法令に基づく調整事項	○	事前に地元説明会において受益者の同意が得られており、土地改良手法としては地元からの同意取得の見込みがある。
法令に基づく調整事項	法令に基づく調整事項がある(国立公園等)			○	道路協議(県道・市道)が必要であり、事前協議済みである。		
上位計画等との関連	活性化の重点地区として位置づけられている。			○	宇佐市が策定した農村振興基本計画に基づく計画である。		
事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令(条例)			○	土地改良法5条(昭和24年法律第95号)に基づく事業申請を行う。		
事業の根拠法令・採択要件	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件への適合状況			○	・林野率 67.3%>50% 受益面積 300.5ha≥60ha 傾斜度(1/100以上) 90.7%>50% ・生産基盤整備 3工種>2工種 ・五法指定の過疎地域(H2.4)に該当している		
他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等			○	『国営緊急農地再編整備事業(飯沼川地区)』がH27から着工し、H34までに完了する見込みであり、調整を図りながら推進する必要がある。		
施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある(鶴光地等)			○	地元農家と営農時期等との調整を図り工事実施を行う。		
技術的難易度	技術的難易度			○	土地改良事業設計指針等に即した計画設計となっているため、施工の技術的実現性は十分である。		

*評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

*「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

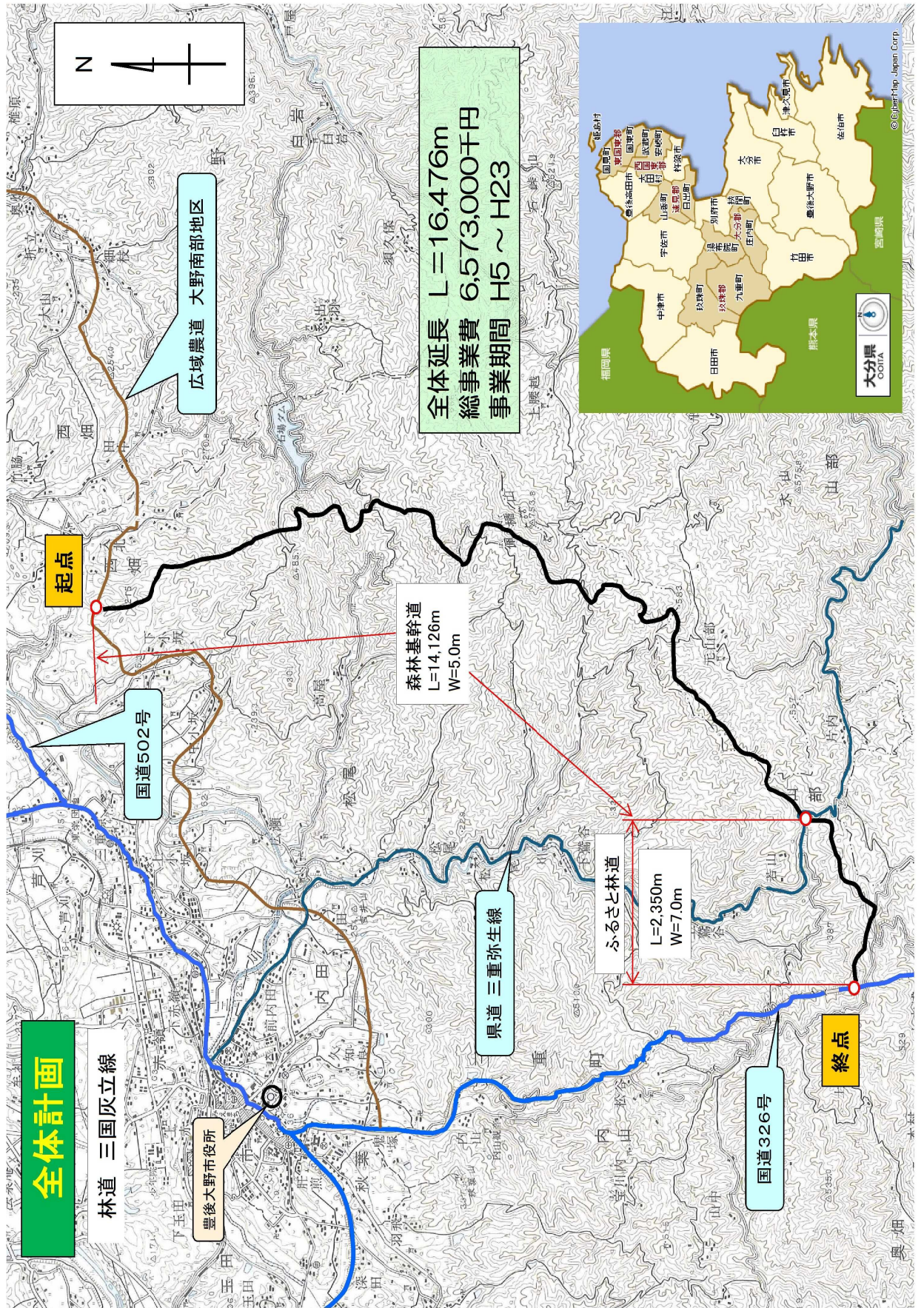
*「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

事後評価書

様式1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	道整備交付金事業 森林基幹道 三国灰立線						
	所在地・工区名	豊後大野市三重町小坂～豊後大野市三重町鷺谷						
	事業の目的	・本林道の開設により、既設道路と連携させることで、地域の森林資源の適正な管理及び保全を図り、林産物の搬出コストの低減や機械化を促進し、効率的な林業経営を行うとともに、地域の交通環境の改善を図る。						
	事業採択年度	採択年度: H4年度			着工年度: H5年度			
	事業の内容	・全体開設延長:L=16,476m、幅員:W=5.0～7.0m						
	事業計画の推移	全体事業概要	当初計画	前回評価(H20年)		最終精算(H23年)		
			計画期間	H5～H23		H5～H26		H5～H23
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		開設	22,300	2,453	16,474	6,838	16,476	6,573
		計	22,300	2,453	16,474	6,838	16,476	6,573
変更内容・理由		<ul style="list-style-type: none"> ・起点の変更や線形見直し、詳細設計の結果、延長の減となった。 ・法面保護工に経費を要したことやふるさと林道工区(2車線区間)の創設により事業費が増加した。 						
社会・経済情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと林道緊急整備事業が創設された。(H5～H14) ・起点側に広域農道「大野南部地区(W=7.0m)」が新設された。(H11～H22) ・豊後大野市に木質バイオマス発電所が整備された。(H28.8) 							
事業の効果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は間伐などの森林施業が急務な地域であるが、骨格となる道がないことから適正な森林管理及び森林資源の有効活用に支障を来している。このため、本林道が地域路網の骨格となり、路網のネットワークを構成し、効率的な森林整備を推進していく必要がある。 ・本路線は、国道や県道・市道等と連絡する横断道路として、地域住民の生活道や観光施設へのアクセス道としても必要である。 						
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正な維持管理、素材生産コストの縮減が図られた。 ・大野郡森林組合の原木市場や木材加工所、杭木加工所への主・間伐材の集荷が増加した。また、これまで切り捨てになっていた間伐材や未利用材が、木質バイオマス発電所の燃料として有効活用が図られる。 ・国道326号と国道502号(広域農道を經由)の間のルートが本林道により確保できたことから、災害等により国道が不通になった場合の代替道路として利用可能になった。 						
事業の実施状況	費用対効果分析	・費用便益分析比(B/C)=1.07						
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・数回の線形見直し等による延長の減により、経済的かつ効果的で最適な線形の林道となっている。 ・一般的な工法を選択しており技術的な難易度は低く、主要構造物については経済比較を行い採用している。 						
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・切土・盛土量の最適化、路側構造物に安価なL型擁壁や補強土壁工を採用したことにより、従来のコンクリート擁壁工に比べコスト縮減を図った。 ・数回の線形見直しにより土工量・構造物の削減を図った。 						
	環境等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・切土で擁壁を構築(補強土壁工)するなど掘削土の現場内処理に努め、現場外への搬出はなかった。 ・法面緑化工や間伐材の柵工利用など、木材利用及び景観配慮に努めた。 ・工事の使用機種に「排ガス対策型」を指定し、二酸化炭素の抑制に努めた。 						
	事業の実効性の確認 (事業採択時からの変化の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・地元関係者の事業に対する理解や協力は十分であり、事業の早期完成を喜ぶ声が多い。 ・起点・終点の交差点協議等、関係機関協議は問題なく完了している。 						
事業の検証	当該事業の今後の課題	・骨格となる林道が完成したことから、支線となる森林作業道等を開設し、奥地の森林整備を進める必要がある。						
	同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	・当初の線形決定の精度及び事業費の当初見積り精度を上げる必要がある。						
	その他特記事項	・特になし						
対応方針	対応方針案	・評価の完了						
	理由	・事業後の林道の活用状況や事業の効果などから、今後も引き続き有効利用されるものと判断されるため。						

事業概要図



林道事業 事後評価チェックリスト(三国灰立線)

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	評価	具体的な内容
事業の効果	必要性	整備が必要な主たる理由	当初計画時の課題や社会情勢の変化を踏まえ、事業が必要とされた主な理由	○	森林施業の活性化、一般交通路等としての活用。
			森林へのアクセス改善状況	○	大型トラックの通行や高性能林業機械の搬入ができるようになり、森林の適正な維持管理、素材生産コストの縮減が図れた。
	整備効果	事業実施により得られた効果	森林整備の活性化状況	○	林道の整備により268haの森林整備が行われている。
			一般交通路としての活用	○	国道326号と国道502号(農道を經由)を結ぶ一般交通路としての活用が可能になった。 桜の右所でもある「石場ダム」へのアクセスが改善された。
			社会的影響	○	大野郡森林組合の原木市場や木材加工所へ主伐・間伐による木材の集荷が増加した。 これまで切り捨てられていた間伐材や未利用材が、木質バイオマス発電所の燃料として有効活用が図られる。
			その他の効果	○	国道326号と国道502号(農道を經由)の間のルートが本林道により確保できたことから、災害等により国道が不通になった場合の代替道路として利用可能になった。
			利用者や地元住民の評価	○	利用者や地元住民が要望した目的が達成され評価された。
			費用対効果分析(B/C)等	○	B/C(当初) 算出していない、H20再評価時 1.14、事後評価時(最終) 1.07
			工法の妥当性	○	起点の変更や数回の線形見直しにより延長の減り取組んだ。 一般的な工法を選択しており、技術的な難易度は低く、主要構造物については経済比較を行い採用した。
			コスト縮減	○	コスト縮減に向けた工種・工法の取組状況 切土・盛土量の最適化、路側構造物に安価な工型擁壁を採用、現地発生土の利用を目的とした補強土壁工を採用したことにより、従来のコンクリート擁壁工と比べてコスト縮減を図った。
事業の実施状況	環境等への影響	自然環境への影響	○	掘削土の現場内処理を行い、周辺環境に影響を与えないように努めた。 法面については、植生による緑化を図ることで、環境への負荷の抑制を図ったり、木柵工等に間伐材を利用するなど、木材利用及び景観配慮に努めた。	
		周辺の住環境への影響	○	工事の使用機種に「排ガス対策型」を指定し、二酸化炭素の抑制に努めた。	
		景観への影響	○	チップ化した根株を法面に散布し法面保護を図ったり、間伐材の柵工利用、法面部は植生を行い周辺景観との調和を図った。	
		残土処理の状況	○	残土は林業用作業施設等の設置を行い、現場内での利用に努めた結果、現場外への搬出はなかった。	
		地元の協力状況	○	地元からの協力が得られ、特殊な事例があった場合は適切な対応を行った。	
		法令等に基づく調整事項・手続	○	自然公園法、森林法、国道等接続などに係る協議・手続を行った	
		当該事業の今後の課題	○	骨格となる林道が完成したこと、今後は支線となる森林作業道等を開設し、奥地の森林整備を進める必要がある。	
		同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	○	当初の線形決定の精度及び事業費の当初見積り精度を上げる必要がある。	
		その他特記事項	-	特になし	
		評価指標	評価が○の場合 → 事業の目標を達成し、事業効果が発現している。 評価に△がある場合 → 概ね事業の目標を達成しているが、課題等について今後も継続して対応が必要である。 評価に×がある場合 → 早急な対応及びフォローアップをおこなう必要がある。		

再評価書

様式2-1

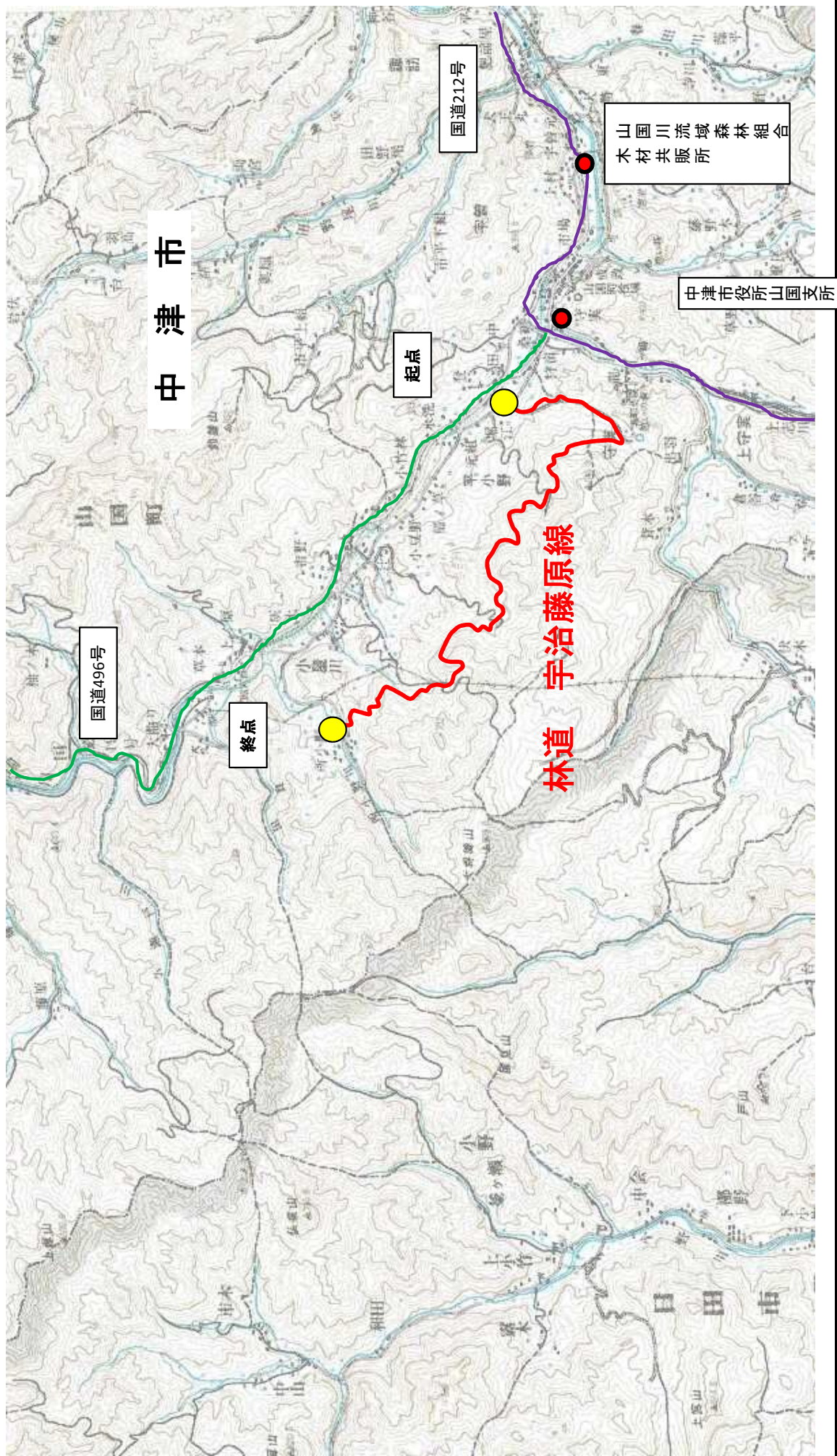
事業名・路線河川港地区名等		農山漁村地域整備交付金事業（森林管理道 宇治藤原線）																																																																							
所在地・工区名		中津市山国町守実 ～ 中津市山国町小屋川																																																																							
事業の目的		当該地域には骨格となる林道がないため、手入れが遅れた森林が多く存在していることから、本林道を開設することにより既設林道を横断的に接続することができ、大型トラックによる搬出コストの低減が図られることで、従来手を付けることが出来なかった奥地森林について施業を実施する事が可能となり、健全な森林の育成・適正な森林の管理が期待される																																																																							
再評価基準		再評価後5年経過																																																																							
未着工・未完了の理由		・全体計画延長が、7.3kmと事業規模が大きい為、4工区で工事を進めているが、国からの公共林道予算が年々減少しており、年間事業量に限りがあるため未完了となっている。																																																																							
事業採択年度		採択年度： H19			着工年度： H19																																																																				
事業実施予定期間		当初：H19～H26			変更：H19～H33																																																																				
事業の概要	全体事業概要	計画概要																																																																							
		本路線は中津市山国町守実の「市道堀江年の神線」を起点とし、中津市山国町小屋川の「市道小屋川線」に至る延長7.3km、利用区域面積513haの林道である。																																																																							
		構造(林道規定) 自動車道2級 延長 7,304m 全幅員 4.0m																																																																							
			当初計画		前回中間評価(H23年)		今回評価(H28年)																																																																		
		計画期間	H19～H26		H19～H28		H19～H33																																																																		
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)																																																																	
		林道開設	7,590m	1,240	7,590m	1,240	7,304m	1,240																																																																	
		計																																																																							
変更内容・理由		<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の延伸 国の公共林道予算の減少に伴い、必要な年間事業量の確保が困難なため。 ・全体計画延長の減 全線測量が終了した結果、延長の減となった。 ・事業費の増減なし 延長は減となったが、資材や労務費の高騰・消費税増税等により事業費は減とならなかった。 																																																																							
事業進捗の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末の事業進捗率は70%である。 (用地は土地使用承諾により実施しており、全員から承諾を得ている。) 																																																																							
事業費の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>年度事業費 (百万円)</th> <th>累計事業費 (百万円)</th> <th>工種</th> <th>進捗率%</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22年度まで</td> <td>513</td> <td>513</td> <td>林道開設・法面・測量設計・補償費</td> <td>41%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>59</td> <td>572</td> <td>林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費</td> <td>46%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>156</td> <td>728</td> <td>林道開設・舗装・法面・測量設計</td> <td>59%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>53</td> <td>781</td> <td>林道開設・測量設計・補償費</td> <td>63%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>57</td> <td>838</td> <td>舗装・測量設計・補償費</td> <td>68%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>30</td> <td>868</td> <td>林道開設・測量設計・補償費</td> <td>70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>30</td> <td>898</td> <td>林道開設・補償費</td> <td>72%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>80</td> <td>978</td> <td>林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費</td> <td>79%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>80</td> <td>1,058</td> <td>林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費</td> <td>85%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H31以降残</td> <td>182</td> <td>1,240</td> <td>林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							事業年度	年度事業費 (百万円)	累計事業費 (百万円)	工種	進捗率%	摘要	H22年度まで	513	513	林道開設・法面・測量設計・補償費	41%		H23	59	572	林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費	46%		H24	156	728	林道開設・舗装・法面・測量設計	59%		H25	53	781	林道開設・測量設計・補償費	63%		H26	57	838	舗装・測量設計・補償費	68%		H27	30	868	林道開設・測量設計・補償費	70%		H28	30	898	林道開設・補償費	72%		H29	80	978	林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費	79%		H30	80	1,058	林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費	85%		H31以降残	182	1,240	林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費	100%	
	事業年度	年度事業費 (百万円)	累計事業費 (百万円)	工種	進捗率%	摘要																																																																			
	H22年度まで	513	513	林道開設・法面・測量設計・補償費	41%																																																																				
	H23	59	572	林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費	46%																																																																				
	H24	156	728	林道開設・舗装・法面・測量設計	59%																																																																				
	H25	53	781	林道開設・測量設計・補償費	63%																																																																				
	H26	57	838	舗装・測量設計・補償費	68%																																																																				
	H27	30	868	林道開設・測量設計・補償費	70%																																																																				
	H28	30	898	林道開設・補償費	72%																																																																				
	H29	80	978	林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費	79%																																																																				
H30	80	1,058	林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費	85%																																																																					
H31以降残	182	1,240	林道開設・舗装・法面・測量設計・補償費	100%																																																																					

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> 国からの予算配分の減少に伴い、事業の進捗が鈍化している。 <p>(変更無し)</p>			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> 計画当初から、地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 H19～宇治藤原建設委員会を立ち上げ、地元、市、県の三者で毎年協議をしている。 <p>(変更無し)</p>			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 本路線の利用区域には、豊富な森林資源が存するが、地形が急峻であることや、ネットワークとなる道路がないため路網整備が不十分であり、適正な森林管理及び森林資源の有効活用されていない。 森林整備の推進、林業経営の収益性の向上、労働安全・担い手の確保には、高性能林業機械を中心とした効率的な施業システムの導入が不可欠であり、路網の整備が重要である。 このため、本林道を林内路網の骨格として整備することで、林内路網整備の促進を図り、適正な森林管理及び森林資源の有効活用を推進する必要がある。 <p>(変更無し)</p>			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> 骨格となる本林道を開設して整備することで、道路網の未整備による管理放棄による森林荒廃防止が図られる。 <p>(変更無し)</p>			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H23 再評価時	今回 再評価時
			1.79	1.59	1.09
	費用便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果算定マニュアルが改定(H24.4)された。 事業期間が長くなり、費用を現在価値化した際に過去費用は4%割り増しするため、費用対効果算定上の事業費が高くなった為効果が下がっている 			
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 林道のルートは、地形・地質・周辺環境・経済性等を総合的に比較し、決定している。 また、地形や地質の変化に対しては、線形の見直し等により対応している。 主要構造物については、各工法の経済比較を行い、採用している。 <p>(変更無し)</p>			
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> 切土、盛土量の最適化や、路側構造物には安価なL型擁壁の採用や現地発生土の利用を目的に補強土壁工を採用している。 線形の見直しによる土工量・構造物の削減を行っている。 <p>(変更無し)</p>			
環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 切取土で擁壁を構築(補強土壁)するなど掘削土の現場内処理に努め、周辺環境への影響の縮減を図っている。 工事の使用機種に「排ガス対策型」を指定し、二酸化炭素排出の抑制に努めている。 法面については植生による緑化を図ることで自然環境への負荷を軽減し、間伐材を柵工等として利用するなど、木材利用及び景観配慮に努めている。 土工量の最適化を行い、残土及び不足土を発生させず、全て路線内でまかなっている。 <p>(変更無し)</p>				
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> 地元や市から強い要望があり、地元関係者の承諾は得ており、工事に対する協力も得られている。 完成区間は、供用を開始し、中津市が管理している。 <p>(変更無し)</p>			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> 中津市森林整備事業計画に開設すべき林道として登録されている。 大分北部地域森林計画に開設すべき林道として登録されている。 森林法第5条第2項に基づき事業を実施 農山漁村地域整備交付金事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。 <p>(変更無し)</p>			
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な技術を使っており、特に問題はない。 <p>(変更無し)</p>			
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> 「継続」 <p>(変更無し)</p>			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> 本路線は適正な森林管理のための骨格となる道路として、地域からの強い要望により整備を図っているものである。また、費用便益は適正な事業効果を有している。 			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		農山漁村地域整備交付金 林道開設事業(森林管理道)		宇治藤原線	
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 H19~H73	道路建設費	1車線 W=4.0	1,240,368		
	維持管理費		11,829		
	森林整備費		135,836		
	伐採経費		1,207,242		
	合 計		2,595,275	割引前の総費用	
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 H19~H73	木材生産便益		3,706,502		
	森林整備経費縮減等便益		466,581		
	合 計		4,173,083	割引前の総便益	
総費用額(C)	3,114,629	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額(B)	3,406,954	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益 比率(B/C)	3,406,954 / 3,114,629 = 1.09				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外					

再評価チェックリスト(農山漁村地域整備交付金事業)

地区名 (宇治藤原線)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況(前回評価からの変化点及び現状)
事業の 必要性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	森林施業の効率化及び適正な森林整備を図る。(変更なし)	
		被害地等の早期復旧を行うもの。	□	□	該当なし。	
	緊急性・緊急性を要する現状の課題	災害時等の緊急時には主要道路の迂回路となるもの。	□	□	該当なし	
		林内路網が整備されておらず、森林の適正な管理が必要な地域である。	■	■	森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、基礎となる林道を開設し、森林施業の効率化及び適正な森林整備を図る。(変更なし)	
	整備効果	関連事業との進捗調整等	□	□	該当なし。	
		被害地の早期復旧	□	□	該当なし。	
		災害時等の迂回路としての位置づけ	□	□	該当なし	
		森林の適正な管理	■	■	道路網の未整備による森林管理阻害が図られる。(変更なし)	
	費用対効果分析(B/C)等	山村住民の生活道としての利便性向上など	□	□	該当なし。	
		老朽化対策に係わる効果等その他効果	□	□	該当なし。	
事業手法 ・工法の 妥当性	費用対効果分析(B/C)等	費用便益分析(B/C)1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれる	■	■	B/C= (前回) 1.59、(今回) 1.09	
		関係法令・技術基準等との適合	■	■	適用法令は森林法、技術基準は林道規定等であり、適合した工法を採用している。(変更なし)	
	工法の妥当性	複数案の検討	■	■	複数のルート比較により経済性、実現性、開設効果の最大化を図るとともに、主要工種は類似工法と経済性、耐久性等を比較し最適化している。(変更なし)	
		効果と経済性における複数案の検討	■	■	切土、盛土量の最適化や、路側構造物には安価な型枠壁の採用や現地発生土の利用を目的に補強工壁工を採用している。(変更なし)	
	コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	■	■	路側材に再生骨材を使用する、法面保護工に同骨材を使用する。(変更なし)	
		地域材、建設副産物の有効利用	■	■	地域の景観や野生動物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されている。(変更なし)	
	環境等への配慮	自然環境への配慮	■	■	集落の沿線付近を工事する際には、住民と連絡調整を図る。また、低騒音型重機を使用する。(変更なし)	
		周辺の住環境への配慮	■	■	切取法面、盛土法面は、可能な限り緑化工を施工することにより景観に配慮している。(変更なし)	
		景観への配慮	■	■	切土、盛土量を最適化することにより残土量を減らすとともに、残土はすべて路線内に処理することによって周辺環境への影響を最小限に抑えている。(変更なし)	
		残土処理の状況	■	■	切取法面、盛土法面は、可能な限り緑化工を施工することにより景観に配慮している。(変更なし)	
事業の実効性	文化財の保護	文化財の保護対策をおこなっている	□	□	起業地内の文化財調査を行い、文化財が確認された場合は保護を優先させる。(文化財は確認されなかったためルート変更等は無し)	
		地元要望(要望書等)、地元の協働体制(期成会等)がある	■	■	地元や関係市からの強い要望があり、地元の協働体制が整っている。(変更なし)	
	市町村の協働体制	地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある	■	■	地元説明や用地取得に関しては、市も一体となって説明・交渉等を行っている。(変更なし)	
		用地取得の難易度	■	■	土地所有者、関係者の同意は、得られている。(変更なし)	
	法令等に基づく調整事項	法令に基づく調整事項	■	■	保安林内作業許可。(変更なし)	
		市町村森林整備事業計画に位置付けられた事業である	■	■	中津市森林整備事業計画に開設するべき林道として搭載されている。(変更なし)	
	事業の成立性	上位計画等との関連	■	■	大分北部地域森林計画に登録され、開設すべき林道として位置づけられている。(変更なし)	
		事業の根拠法令・採択要件	■	■	該当なし。	
	事業の実施環境	他事業との関連	事業の実施に依る相掘法令(発項)事業の採択要件を満たしている	■	■	該当なし。
			他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	森林法第5条第2項に基づき事業を実施(変更なし)
施工時期・期間の制限		工事の実施時期・期間への制限	□	□	農山漁村地域整備交付金事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。(変更なし)	
		技術的難易度	□	□	該当なし。	

* 「小項目の細別」は、対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
 * 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。
 ※ 大特青色部は、修正不可(様式統一項目)

再 評 価 書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		水産流通基盤整備事業(特定)				さかのせき ぎょこう 佐賀関 漁港			
所在地・工区名		おおいた おおあざ さかのせき 大分市 大字 佐賀関							
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> ・生きた魚を生け簀から揚げて箱詰め出荷に至るまでの時間と衛生管理が重要であるため、生け簀付きポンツーン、清浄海水導入施設等の整備を行う。 ・泊地内に生け簀があり、外海の海水を泊地内に導入する必要があるため透過型の防波堤改良を行う。 ・台風時の泊地内の静穏度が確保できていないため、防波堤の整備を行う。 ・南海トラフ地震が起きた際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、防波堤の津波対策を行う。 							
再評価基準		・再評価後5年経過							
未着工・未完了の理由		地元漁協の要望による航路・防波堤位置の再検討及び近年の台風大型化や地震・津波対策の追加などによる事業計画の見直しにより、全体事業費が増加し事業期間が延伸したため、現時点で未完了となっている。							
事業採択年度		採択年度:平成14年度			着工年度:平成14年度				
事業実施予定期間		当初:平成14～23年度			最終変更:平成14～30年度				
事業の概要	計画概要			当初計画		第1回変更(H23年)		第2回変更(H28年)	
		計画期間		H14～H23		H14～H30		H14～H30	
		工種		数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		防波堤		360m	3,000	450m	4,071	450m	5,397
		防波堤(改良)		140m	230	460m	1,897	810m	3,147
		突堤		50m	80	50m	80	0m	0
		防風柵		109m	22	80m	120	80m	62
		護岸		50m	100	100m	135	50m	134
		物揚場(イラス付)		130m	320	130m	1,400	130m	1,449
		物揚場		45m	100	425m	339	459m	464
		船揚場		40m	80	0m	0	0m	0
		臨港道路		870m	60	900m	230	950m	257
		用地(埋立)		165,200m ³	305	120,200m ³	112	96,200m ³	27
		荷さばき所		420m	70	0m	0	0m	0
		清浄海水供給施設		1式	50	1式	40	1式	41
		排水処理施設		1式	100	1式	100	1式	12
		計			4,517		8,524		10,990
		変更内容・理由		・事業費の増 :事業計画の見直しにより防波堤の地震・津波対策が必要となったため、事業費が大幅に増加した。					
事業費の推移	事業進捗の状況		事業進捗は、平成27年度までに82%に達しており、順調に進捗が図られている。						
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工 種		進捗率%	摘要		
	全体	10,990	単位:百万円						
	H22年度まで	3,916	3,916	防波堤、防波堤(改良)、護岸、物揚場、道路、清浄海水供給施設、排水処理施設		36.0			
	H23	1,190	5,106	防波堤(改良)、物揚場(イラス付)、道路、用地、清浄海水供給施設、排水処理施設		46.0			
	H24	1,657	6,763	防波堤、防波堤(改良)、道路、用地		62.0			
	H25	550	7,313	防波堤、道路、埋立		67.0			
	H26	1,460	8,773	防波堤、防風柵、物揚場、道路		80.0			
	H27	241	9,014	防波堤、物揚場		82.0			
	H28	300	9,314	防波堤		85.0			
	H29	690	10,004	防波堤		91.0			
	H30	986	10,990	防波堤		100.0			

再 評 価 書

様式2-2

事業環境の変化	港勢状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>○当初評価時(H11年調査) 登録漁船数:497隻、当地区(漁港)組合員数:500名、属地陸揚げ量:1,006t</p> <p>○前回評価時(H20年調査) 登録漁船数:412隻、当地区(漁港)組合員数:382名、属地陸揚げ量:961t</p> <p>○今回評価時(H26年調査) 登録漁船数:318隻、当地区(漁港)組合員数:238名、属地陸揚げ量:774t</p>		
	地元情勢の変化	<p>【変更なし】 当漁港の整備計画の実施にあたっては、すでに地元自治体(大分市)及び漁港利用者である漁協及び地元住民等との協力体制は確立されている。地元や関係市からの漁港整備の要望も今でも強く、漁港施設の完成を待ち望んでいる。</p>		
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>○現状の課題 ・関アジ関サバ等は泊地内の畜養イカダで漁師から「面買い」(つらがい)され、一晩畜養後に翌日船で荷捌き所まで運搬される。その後、「活け締め」され各地に出荷されている。これらの工程の中で、イカダが物場に隣接していないことから非効率であることや「活け締め」作業等が非衛生的な状況となっている。 ・東日本大震災の影響を受け、地震・津波に対する心配が高まっている。</p> <p>○整備の必要性 ・出荷作業の効率化や衛生管理された魚を出荷するためには、外海の海水交換が可能な場所にイクス付き係船岸、荷捌き所、清浄海水供給施設及び污水处理施設等が必要である。 ・当該地区は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、早急に防災機能強化を図る必要がある。</p>		
	整備効果	<p>・防波堤を改良し、静穏度のとれた水域を確保することで、急激な天候の悪化時等の避難が可能となり、地元船だけでなく外来船の安全にも寄与する。 ・漁業従事者の高齢化が進む中、各種漁港施設を整備することにより、主要産業である水産業の回復や水産物生産コストの削減に寄与する。 ・漁業従事者にとって安全で効率的であり、尚かつ快適な漁業活動が支援できることから、漁業経営基盤の強化が期待できる。 ・当地区には大きな水産会社が多く、地域の雇用の大半を担っており、整備に伴う生産性の向上は地域経済に大きな影響を与える。 ・防波堤の地震・津波対策を行うことで、南海トラフ地震による津波被害の軽減や被災後の漁業活動の早期再開が可能となる。</p>		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	H23 再評価時	今回 再評価時
	費用便益の分析	1.25	1.10	1.61
事業実施環境	工法の妥当性	<p>【変更なし】 ・漁港・漁場の施設の設計参考資料等により施設を設計 ・各施設を設計するにあたっては、必要とする機能を検討すると共に、断面の比較検討等を行っている。</p>		
	コスト削減	<p>【変更なし】 漁港の施設整備計画については、各漁港における登録・利用漁船数及び経営個体数等を考慮し、施設の規模等を計画。 また、各施設を設計するにあたっては、必要とする機能を検討すると共に、断面の比較検討等を行い、コスト削減に努めている。</p>		
	環境等への配慮	<p>【変更なし】 公有水面埋立にあたっては、事前に生態系・騒音及び振動等に関する環境調査を実施すると共に、事業実施期間中の予測も踏まえて検討し、環境への配慮を十分行いながら工事を施工している。 また、各施設の基礎工の施工に関しては、汚濁防止フェンス等を設置し、周囲の海域へ濁りの影響のないよう配慮し施工している。</p>		
対応方針	事業の実効性	<p>【変更なし】 当漁港の整備計画の実施にあたっては、すでに地元自治体(大分市)、漁港利用者である漁協及び地元住民等との協力体制は確立されており、当該年度ごとに漁協及び地元自治体(大分市)との協議・調整を行っている。</p>		
	事業の成立性	<p>【変更なし】 特定漁港漁場整備事業計画(H14.6.3承認) 事業実施要綱、要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。</p>		
	事業の特殊性	<p>【変更なし】 特になし</p>		
対応方針	対応方針案	「継続」		
	理由	水産物の生産、安全管理及び流通機能強化の為の施設整備や外郭施設の地震・津波対策を行うことにより、水産物の安定的な供給や漁港背後集落の防災機能向上につながるため、漁港施設の整備は必要不可欠な事業であるため「継続」としたい。		

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名	水産流通基盤整備事業(特定) 佐賀関漁港			
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H14～H80	(2)防波堤(延伸)	L=140m	1,062,940	
	(2)防波堤	L=60m	843,469	
	(3)防波堤	L=50m	152,965	
	(6)防波堤(改良)	L=190m	867,029	
	(9)防波堤(改良)	L=370m	1,043,018	
	(31)防風柵	L=80m	62,029	
	(10)護岸	L=50m	133,719	
	(1)防波堤	L=200m	3,336,666	
	(34)防波堤(改良)	L=250m	1,235,758	
	(21)-2.0m物揚場(イクス付)	L=130m	1,448,027	
	(22)-2.0m物揚場	L=120m	178,834	
	(24)-2.0m物揚場	L=80m	17,665	
	(26)-2.0m物揚場,-3.0m岸壁	L=210m	3,478	
	(27)-2.0m物揚場	L=25m	203,851	
	(28)-2.0m物揚場	L=19m	46,006	
	(29)-2.0m物揚場	L=5m	17,640	
	(41)7.0m道路	L=240m	26,716	
	(42)7.0m道路	L=710m	229,919	
	(62)+3.0m埋立	V=96,200m ³	27,038	
	(72)清浄海水供給施設	1式	41,235	
排水処理施設	1式	11,998		
維持管理費	50年間	50,000		
	合 計	11,040,000	割引前の総費用	
総便益	評価項目	便益額	備考	
測定期間 効果の発現 H15～H80	耐津波対策による生命・財産保全・防護効果	33,630,539		
	外郭施設整備に伴う漁船の耐用年数延長	6,168,800		
	防波堤改良による出漁時間の増加	3,092,900		
	外郭施設整備に伴う出漁日数の増加	2,474,300		
	浮棧橋整備に伴う陸揚げ労働環境の改善	1,942,850		
	浮棧橋整備による陸揚げ作業時間の短縮	1,628,450		
	衛生管理による漁価単価向上	1,555,500		
	外郭施設整備に伴う漁船の見回り作業時間短縮	1,112,650		
	浮棧橋整備に伴う陸揚・選別等の労働環境の改善	1,050,900		
	畜養陸揚施設整備に伴う作業人員削減	694,450		
	道路整備による移動時間の短縮	719,712		
	その他 便益9項目	2,186,600		
	合 計	56,257,651	割引前の総便益	
総費用額(C)	14,492,499	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	23,316,394	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	23,316,394 / 14,492,499 = 1.61			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

再評価チェックリスト（漁港漁場整備事業）

地区名（佐賀県蒲池港）

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）		
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要となる理由	現状の課題から事業が必要となる理由	■	■	・防波堤等の整備に伴う漁船の耐用年数の延長（変更なし） ・防波堤等の整備に伴う泊地の静穏度の保持（変更なし） ・防波堤等の配置変更に伴う漁船出入りの利便性向上（変更なし） ・用地（埋立）の一歩未整備、船揚場未整備（変更なし） ・東南海・西海地震が起きた際には甚大な被害が発生する恐れがある（今回） ・特になし（変更なし）		
		緊急を要する現状の課題	地域の特性による緊急性	□	□	・特になし（変更なし）		
	○整備効果	関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	□	□	・特になし（変更なし）		
		事業実施により得られる効果	漁業生産効率の向上	漁業生産効率の向上	■	■	・準備・陸揚作業30分短縮（漁協聞き取り）（費用対効果分析での単年度便益項目である）（変更なし）	
			防災機能の向上	防災機能の向上	□	□	・防波堤の耐震・耐津波対策を実施（今回）	
			労働環境改善	労働環境改善	■	■	・労働作業環境ランクB→C（変更なし）	
			老朽化対策に係る効果その他の効果	老朽化対策に係る効果その他の効果	□	□	・特になし（変更なし）	
		○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C1以上の効果が原点される	■	■	・総費用総便益費：（前回）1.10、（今回）1.61	
			○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	・漁港・漁場の施設の設計の手引等の設計基準に準拠し設計している。（変更なし）
				構数案の検討	事業効果及び経済性における工法の検討状況	■	■	・各施設を設計するにあたっては、必要とする機能を検討すると共に、断面の比較検討等を行っている。（変更なし）
○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策		コスト削減を図る計画となっている	■	■	・各施設を設計するにあたっては、必要とする機能を検討すると共に、断面の比較検討等を行い、コスト削減に努めている。（変更なし）		
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	・基礎砕石に再生クラッシュヤラン等を使用（変更なし）		
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策	■	■	・公有水面埋立にあたり、事前に生態系・騒音及び振動等に関する環境調査を実施すると共に、事業実施期間中の予測も踏まえて検討し、環境への配慮を十分行いながら工事を施工している。（変更なし） ・各施設の基礎工の施工に関しては、汚濁防止フェンス等を設置し、周囲の海域へ漏りの影響のないよう配慮し施工している。（変更なし）		
		周辺住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	□	□	・特になし（変更なし）		
事業 実施環境	○事業の妥当性	周辺景観への配慮	周辺の景観への配慮	□	□	・特になし（変更なし）		
		熟土処理の状況	熟土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮	■	■	・養生土は埋立に利用（変更なし）		
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	□	□	・特になし（変更なし）		
		地元要望、協力体制	地元要望、期成会等の地元組織がある	■	■	・地元自治体（大分市）及び漁港利用者である漁協及び地元住民等との協力を体制は確立されている。地元や関係市からの漁港整備の要望も今でも強く、漁港施設の完成を待ち望んでいる。（変更なし）		
		市町村の協力体制	事業実施に対する関係市町村の同意状況	■	■	・地元漁協、地元住民及び大分市の同意は取れている。（変更なし）		
		地元合意の難易度	事業実施に対する受益者の同意状況	■	■	・地元漁協及び地元自治体との協議を行い、漁港整備計画を立案（変更なし）		
		法令に基づく調整事項	法令に基づく調整事項がある	■	■	・海上工事を実施する際には、海上保安部との協議を実施（変更なし）		
		上位計画等との関連	水産庁の漁港漁場長期計画との整合 その他（長寿化計画など）	■	■	・特定漁港漁場整備事業計画（変更なし） ・漁港設備確保全計画策定済み（今回）		
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項） 事業の採択基準、適合状況	■	■	・水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用第1 ・事業実施要綱、要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。（変更なし）		
		他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	・特になし（変更なし）		
○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある（観光地等）	□	□	・特になし（変更なし）			
	技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□	・特になし（変更なし）			

再評価書

様式2-1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	道路改築事業 ・ 一般国道212号 響峠バイパス					
	所在地・工区名	日田市大山町西大山					
	事業の目的	・本区間には、線形不良箇所が多く、特に大型車通過時は離合困難区間が存在していることから、円滑な交通が著しく阻害されている。また、歩道が未整備であるうえ、防災点検対策箇所があるなど課題があるため、バイパス整備により、道路交通の円滑化と安全性向上、防災機能の向上を図る。					
	再評価基準	再評価後5年経過					
	未着工・未完了の理由	一部用地取得に時間を要した。					
	事業採択年度	採択年度： 平成14年度	着工年度： 平成14年度				
事業実施予定期間	当初：平成14年度～平成23年度		最終変更：平成14年度～平成32年度				
全体事業概要	計画概要	【延長・幅員】L=2,400m、W=6.5(11.25)m 【道路区分】：第3種第2級 【設計速度】V=50km/h 【計画交通量】7,900台/日(H42) 【重要構造物】トンネル(L=613m)、3橋(L=59m)					
		当初計画		第1回変更(H23年)		第2回変更(H28年)	
	計画期間	H14～H23		H14～H28		H14～H32	
	延長	L=2,400m		L=2,400m		L=2,400m	
	幅員	W=6.5(11.25)m		W=6.5(11.25)m		W=6.5(11.25)m	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	道路工	1,718m	831	1,731m	1,942	1,731m	1,942
	トンネル工	1箇所(620m)	2,325	1箇所(613m)	2,259	1箇所(613m)	2,691
	橋梁工	3橋(62m)	153	3橋(59m)	228	3橋(59m)	228
	用地補償費	1式	921	1式	839	1式	839
	計		4,230		5,268		5,700
	変更内容・理由	・事業期間の延伸は、用地取得の難航、掘削工法の変更のため ・事業費の増は主にトンネル掘削工法の変更、補助工法の追加のため					
	事業費の推移	事業進捗の状況	平成27年度末の進捗状況は36.3%(事業費ベース)であり、用地取得は99%(件数ベース)となっている。				
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
		全体(変更)	5,700	単位：百万円			
		H23年度まで	1,505	1,505	測量設計・用地買収・改良工事	26.4%	
		H24	260	1,765	用地買収・改良工事	31.0%	
		H25	86	1,851	用地買収・改良工事	32.5%	
		H26	40	1,891	用地買収・改良工事	33.2%	
		H27	180	2,071	用地買収・改良工事	36.3%	
		H28	310	2,381	改良工事	41.8%	
		H29	650	3,031	改良工事・トンネル工	53.2%	
		H30	1,120	4,151	改良工事・トンネル工	72.8%	
		H31	1,004	5,155	改良工事・トンネル工	90.4%	
		H32	545	5,700	改良工事・トンネル工	100.0%	

再評価書

様式2-2

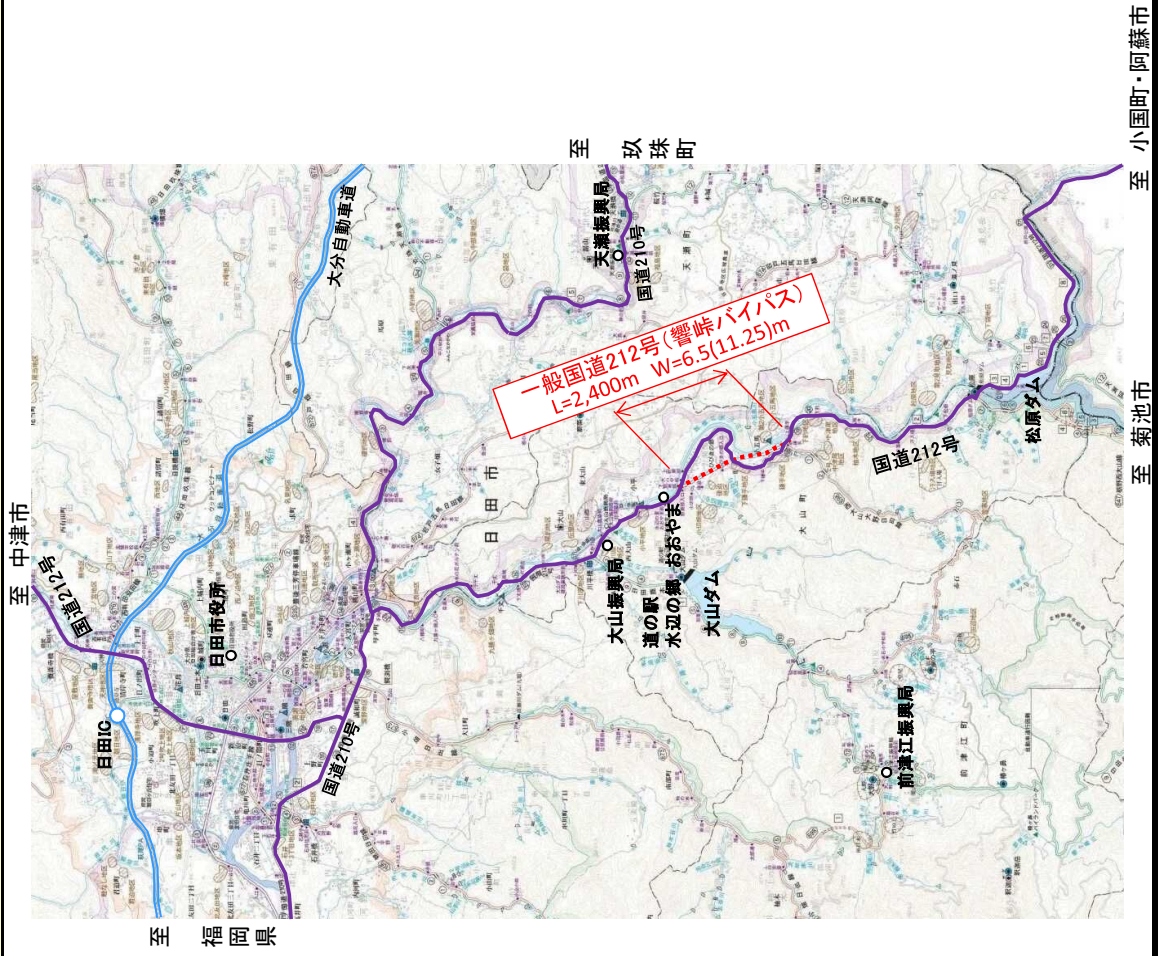
事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通量、利用形態については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。 ・前回評価時から交通量は増加傾向にあり、計画交通量も増加している。 ※交通量:道路交通センサス (H11)5,716台/日 (H17)5,938台/日 (H22)6,624台/日 ※計画交通量(H42) 前回(H23) 7,700台/日 今回(H28) 7,900台/日 ・大型者混入率が17.2%(県管理国道平均10.4%)と高く、事故件数は35件/10年(H17~H26)である。 			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ◆地元情勢については、前回評価時から変更はない。 地元及び沿線自治体から継続して要望を受けており、計画に対する地域の同意も得ている。 【要望書の受理状況】・一般国道212号改修促進期成会 ・日田市管内国県道整備促進期成会連合会 			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の必要性・緊急性については、前回評価時から変更はない。 ・本路線は、中津市～日田市中心部～阿蘇・小国地域を結び、経済活動や観光交流を支える幹線道路であるとともに、旧日田郡地域の生活道路である。 ・現道区間は、沿線には集落地区が点在し、生活道路としても利用されているが、線形不良箇所が多く、歩道が未整備であるため、通行車両や歩行者が危険な状況である。 ・災害時の緊急輸送道路であるが、防災点検要対策箇所やH22に路肩が崩落して約6ヶ月間片側交互通行となった区間があるなど、防災上課題があるため、本事業による交通の信頼性確保が急務である。 			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。 ・時間短縮3.6分(6.5分→2.9分)、距離短縮1,400m(3,800m→2,400m) ・R<50mの線形不良箇所9箇所が解消する。 ・車道幅員狭小による離合困難箇所が解消する。 ・歩道の整備により、歩行者等の安全性が向上する。 ・日田市中心部と旧大山町・旧上津江村・旧中津江村及び阿蘇・小国地域のネットワークが強化される。 ・現道区間の防災点検要対策箇所(4カ所)を回避する。 ・杖立温泉、鯛生金山等観光地へのアクセスが改善する。 			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H23 再評価時	今回 再評価時
		費用便益の分析	4.0	1.1(残事業1.6)	1.1(残事業2.0)
事業実施環境	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・道路構造については道路構造令を満足するものとなっている。 ・現道拡幅や他のバイパス案を事業費等を考慮しながらルート比較を行い、総合的に最適である現計画で事業化している。 			
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ◆コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・トンネル掘削土を現場内流用するなど土量バランスの検討を行った。 			
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境等への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・低騒音、低振動対応の建設機械使用により、生活環境に配慮する。 ・トンネル計画の採用により、景観と自然環境へ与える負荷を出来る限り抑制する。 ・トンネル等の発生土は、盛土工区に流用するなど自然環境への負荷の抑制に配慮する。 ・不足土については他の公共工事で発生する残土を有効活用する。 ・水路付替箇所においては、三面張を避け、河床を玉石混じり土による埋め戻しとする。 			
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の実効性については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。 ・計画に対する地域の同意が得られており、協力体制も良好である。 ・用地買収はほぼ完了しており、残る用地も取得予定である。 			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の成立性については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。 ・道路法第12条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とすべく事業を実施。 ・「おおいた土木未来プラン2015」、「大分の道構想2015」において、地域ネットワークの整備として推進が位置づけられている。 ・防災・安全交付金事業の交付要綱に基づき事業を実施。 			
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・本事業は、道路をショートカットするためトンネルの築造が必要となるが、一般的なトンネルであり特に技術的に困難な工法を要していない。 			
対応方針	対応方針案	・継続			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地元要望が強く、事業実施により線形不良箇所の解消、歩行者の安全確保、防災点検要対策箇所が回避されることから、事業継続としたい。 			

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改築事業 一般国道212号 響峠バイパス					
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 H14～H82	道路建設費	完成2車線	5,496,000	(残事業 3,180,000)	
	維持管理費	補助国道	814,000	(残事業 814,000)	
				(残事業 3,995,000)	
	合 計			6,310,000	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 H33～H82	走行時間短縮便益		14,698,000	(残事業 14,698,000)	
	走行経費減少便益		2,144,000	(残事業 2,144,000)	
	交通事故減少便益		261,000	(残事業 261,000)	
				(残事業 17,103,000)	
	合 計			17,103,000	割引前の総便益
総費用額 (C)	6,053,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業 3,192,000)			
総便益額 (B)	6,450,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計 (残事業 6,450,000)			
費用便益 比率 (B/C)	$\frac{6,450,000}{6,053,000} = 1.07$ (残事業 $\frac{6,450,000}{3,192,000} = 2.02$)				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外					
<ul style="list-style-type: none"> ・車道幅員狭小による大型者の離合困難箇所が解消する ・線形不良が解消され、通行車両の走行性、快適性が向上する ・歩道の整備により、歩行者等の安全性が向上する ・日田市中心部と旧大山町・旧上津江村・旧中津江村及び阿蘇・小国地域のネットワークが強化される ・現道上の防災点検要対策箇所(4カ所)が回避され、防災機能が向上する ・杖立温泉、鯛生金山等観光地へのアクセスが改善する 					

事業箇所位置図



道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)
事業の必要性	〇必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	線形不良箇所の解消を図り、通行車両の安全かつ円滑な交通を確保するとともに、歩行者等の安全な通行環境を確保 (変更なし)
		緊急を要する現状の課題	道路整備何構造	■	■	(前回) 平日日交通量5,938台/日 (H17セパ)、歩行者通行量6人/12m・自転車2台/12m (H17セパ) (今回) 平日日交通量6,624台/日 (H22セパ)、歩行者通行量未調査、自転車未調査 (H22セパ) 道路幅員5.0 (6.0) m、路肩幅0.5mと狭小 (変更なし) 曲線半径50m未満×9箇所 (基準R>100m)、縦断勾配8.0% (基準1<6.0%) (変更なし) 注) 交通量4000台/日以上以上の国道 (平地面部) ⇒第9種第2線 ⇒設計速度50km/h
〇整備効果	関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	緊急輸送道路第1次ネットワーク、優先啓開ルート【ステツブII】
		〇整備効果	緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	通行止めの場合は、東道日田陸本線、西大山大野日田線を避けて16.7kmの迂回が必要 (変更なし)
〇費用対効果分析	〇工法の妥当性	費用対効果分析 (B/C) 等	交通安全対策に係る効果	■	■	交通安全対策による自動車道、中九州横断道路との連携により、中津市、日田市、阿蘇市、竹田市を結ぶ広域ネットワークの整備による自動車道の転換、歩行者・自転車ネットワークの拡充により、死傷事故対策、集落地区の安全確保 (変更なし)
		〇工法の妥当性	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	扶立温泉、朝生金山等観光地へのアクセスが改善 (変更なし)
〇コスト削減	〇環境等への配慮	コスト削減に向けた具体的施策	都市空間整備に係る効果	■	■	中津日田道路、大分自動車道、中九州横断道路との連携により、中津市、日田市、阿蘇市、竹田市を結ぶ広域ネットワークの整備により交通流入人口の増加 (変更なし)
		〇環境等への配慮	ネットワーク整備に係る効果	■	■	中津日田道路、大分自動車道、中九州横断道路との連携により、中津市、日田市、阿蘇市、竹田市を結ぶ広域ネットワークの整備により交通流入人口の増加 (変更なし)
事業手法・工法の妥当性	〇環境等への配慮	環境等への配慮	小規模集落対策に係る効果	■	■	中津日田道路、大分自動車道、中九州横断道路との連携により、中津市、日田市、阿蘇市、竹田市を結ぶ広域ネットワークの整備により交通流入人口の増加 (変更なし)
		〇環境等への配慮	老朽化対策に係る効果等その他の効果	■	■	中津日田道路、大分自動車道、中九州横断道路との連携により、中津市、日田市、阿蘇市、竹田市を結ぶ広域ネットワークの整備により交通流入人口の増加 (変更なし)
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業手法・工法の妥当性	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	B/C (前回) 1.1 (今回) 1.1 (残事業B/C:2.0) 交通量・事業費の変動による算出し済み
		〇事業の実効性	関係法令・技術基準等との適合	■	■	道路法、道路構造令、道路標示等書に適合した工法を採用 (変更なし)
事業実施環境	〇事業の実効性	事業実施環境	事業効果及び経済性における種数等の検討状況	■	■	現道幅幅や他のハイパス案を事業費等を考慮しながらルート比較を行い、総合的に最適である現計画で事業化している。 (変更なし)
		〇事業の実効性	コスト削減に向けた具体的施策	■	■	トンネル掘削工を現場内流用するなど土量バランスの検討を行った。 (変更なし)
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	地域材の有効活用、地域内発生建設副産物の使用	■	■	他工場の建設発生土を盛土材に利用、砕石は再生資材を利用 (変更なし)
		〇事業の実効性	自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負担軽減対策	■	■
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	周辺の住環境への配慮	■	■	・トンネル計画の採用により、景観と自然環境へ与える負荷を出来る限り抑制する ・盛土法面は植生工を行い、周囲の景観との調和を行う。
		〇事業の実効性	景観への配慮	■	■	・盛土法面は植生工を行い、周囲の景観との調和を行う。 ・盛土土量76,700m ³ は、現場内の盛土材に流用する (変更なし)
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	残土処理の状況	■	■	(前回) 文化財保護法等の手続きを確認した結果、工事着手前には試掘の必要な箇所である。
		〇事業の実効性	文化財等の保護	■	■	(今回) 文化財調査は完了しており、工事着手が可能。
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	地元要望、協力体制	■	■	国道12号準備委員会から懇請して要望を挙げており、計画に拘束する地蔵の同意も得ている。
		〇事業の実効性	市町村の協力体制	■	■	日田市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に行っている (変更なし)
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	用地取得の難易度	■	■	用地買収はほぼ完了しており、残る用地も取得予定である。
		〇事業の実効性	法令等に基づく調整事項	■	■	自然公園法の手続を確認した結果、手続不要箇所である。 (変更なし)
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	法令等に基づく調整事項	■	■	自然公園法の手続を確認した結果、手続不要箇所である。 (変更なし)
		〇事業の実効性	都市計画	■	■	都市計画
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	上位計画等との関連	■	■	地域ネットワークの整備
		〇事業の実効性	地域防災計画・地域強靱化計画	■	■	国道212号警備隊ハイパスの北側は、旧大山村の中心集落であり、避難地・避難所が集積している (変更なし)
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	その他 (交通安全指定道路、寿命化計画など)	■	■	交通安全指定道路3号基準該当区間 (周辺に大山村・大山中・道の駅おおやま・ひばり保育園有り)
		〇事業の実効性	事業の根拠法令・採択要件	■	■	道路法第12条に基づき事業を実施 (変更なし)
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	事業の根拠法令・採択要件	■	■	道路法第12条に基づき事業を実施 (変更なし)
		〇事業の実効性	事業の採択基準・適合状況	■	■	防災・安全交付金事業の交付要綱に基づき事業を実施 (変更なし)
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	他事業との関連	■	■	他事業との関連
		〇事業の実効性	他事業との関連	■	■	他事業との関連
〇事業の実効性	〇事業の成立性	事業実施環境	施工時期、期間の制限	■	■	工事の実施時期・期間への制限
		〇事業の実効性	技術的難易度	■	■	技術面からの事業の実現性

* 評価項目 (小項目細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		都市計画道路事業 庄の原佐野線																																																																													
所在地・工区名		大分市六坊南町～大字下郡 (元町・下郡工区)																																																																													
事業の目的		市街地の再編、基盤施設の整備等を総合的に実現し、利便性の高い都心市街地の形成を目指すとともに、以下の機能を併せ持つ都市計画道路を整備するものである。 ・東九州道や中九州道などの広域幹線道路とネットワークの強化を図ることで、地域連携を促し大分市の拠点性を高める。 ・大分市の中心市街地と東西方向のアクセス向上を図り、東西の都市内交流軸を形成する。 ・大分市中心部を取り囲む幹線道路の交差点や大分川渡河部における慢性的な交通渋滞の緩和。																																																																													
再評価基準		社会経済情勢の変化等(現時点において再評価を実施する必要がある)																																																																													
未着工・未完了の理由		平成27年度に、埋蔵文化財の出土により道路構造の見直しが必要となったため、事業期間を1年延伸した。																																																																													
事業採択年度		採択年度: 平成20年度			着工年度: 平成21年度																																																																										
事業実施予定期間		当初: 平成20年度～平成28年度 変更: 平成20年度～平成29年度																																																																													
事業の概要	全体事業概要	【延長・幅員】 延長L=1,200m 幅員W=31.3～56.0m 【道路区分】第4種第1級 【設計速度】V=60km/h 【計画交通量】35,500台/日(H47) 【重要構造物】宗麟大橋 L=349.9m、(仮称)国道10号跨道橋 L=66.0m、(仮称)元町高架橋L=110.0m																																																																													
			当初計画(H24再評価)		第1回変更(H27再評価)		第2回変更(H28再評価)																																																																								
		計画期間	H20～H28		H20～H29		H20～H29																																																																								
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)																																																																							
		街路改良費	850m	2,154	674m	1,524	674m	1,544																																																																							
		橋梁費	一式	4,653	一式	6,246	一式	6,726																																																																							
		用地補償費	23,670m ²	5,349	23,971m ²	5,292	23,971m ²	5,292																																																																							
		測量試験費	一式	815	一式	917	一式	1,017																																																																							
		事務費		29		21		21																																																																							
		計		13,000		14,000		14,600																																																																							
		変更内容・理由		①元町高架橋(上部工)の施工費増 ②国道10号跨道橋(下部工)の施工費増 ③文化財調査費(整理業務)に係る費用増 ④インフレスライドに係る費用増 ・事業費の増については、主に①②③④の理由による																																																																											
		事業進捗の状況		平成27年度末の事業進捗率は82%(事業費ベース)で、用地補償進捗率は100%となっている。																																																																											
		事業費の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>年度事業費</th> <th>累計事業費</th> <th>工種</th> <th>進捗率%</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体(第2回変更)</td> <td>14,600</td> <td>単位:百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20年度まで</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>測量、調査、設計</td> <td>0.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>300</td> <td>380</td> <td>測量、調査、設計、用地取得</td> <td>2.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>300</td> <td>680</td> <td>調査、用地取得</td> <td>4.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>500</td> <td>1,180</td> <td>調査、用地取得</td> <td>8.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>2,420</td> <td>3,600</td> <td>調査、設計、用地取得、工事</td> <td>24.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>2,160</td> <td>5,760</td> <td>調査、用地取得、工事</td> <td>39.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>2,560</td> <td>8,320</td> <td>調査、設計、電柱移転、工事</td> <td>57.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>3,700</td> <td>12,020</td> <td>調査、設計、電柱移転、工事</td> <td>82.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1,080</td> <td>13,100</td> <td>電柱移転、工事</td> <td>89.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1,500</td> <td>14,600</td> <td>電柱移転、工事</td> <td>100.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要	全体(第2回変更)	14,600	単位:百万円				H20年度まで	80	80	測量、調査、設計	0.5%		H21	300	380	測量、調査、設計、用地取得	2.6%		H22	300	680	調査、用地取得	4.7%		H23	500	1,180	調査、用地取得	8.1%		H24	2,420	3,600	調査、設計、用地取得、工事	24.7%		H25	2,160	5,760	調査、用地取得、工事	39.5%		H26	2,560	8,320	調査、設計、電柱移転、工事	57.0%		H27	3,700	12,020	調査、設計、電柱移転、工事	82.3%		H28	1,080	13,100	電柱移転、工事	89.7%		H29	1,500	14,600	電柱移転、工事
事業年度	年度事業費		累計事業費	工種	進捗率%	摘要																																																																									
全体(第2回変更)	14,600		単位:百万円																																																																												
H20年度まで	80		80	測量、調査、設計	0.5%																																																																										
H21	300		380	測量、調査、設計、用地取得	2.6%																																																																										
H22	300		680	調査、用地取得	4.7%																																																																										
H23	500		1,180	調査、用地取得	8.1%																																																																										
H24	2,420		3,600	調査、設計、用地取得、工事	24.7%																																																																										
H25	2,160		5,760	調査、用地取得、工事	39.5%																																																																										
H26	2,560		8,320	調査、設計、電柱移転、工事	57.0%																																																																										
H27	3,700		12,020	調査、設計、電柱移転、工事	82.3%																																																																										
H28	1,080	13,100	電柱移転、工事	89.7%																																																																											
H29	1,500	14,600	電柱移転、工事	100.0%																																																																											

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>◆道路状況については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 平成20年度に国道210号の椎迫入口交差点から国道10号の東元町交差点までの2.2kmが供用されたことで、大分市中心部の通行車両の分散や渋滞緩和に効果を発揮している。 しかしながら、滝尾橋東交差点などでは、いまなお、交通渋滞が頻発している。 滝尾橋交通量 前回評価:H17センサス;交通量 38,581台/日 今回評価:H22センサス;交通量 43,503台/日 H27実測;交通量 52,446台/日</p>			
	地元情勢の変化	<p>・事業採択時から、地元や大分市からの要望も強く、事業への理解、協力は得られている。 ・H28年8月に庄の原佐野線滝尾・明野地区促進期成会が国土交通大臣あて早期完成を要望。 ・埋蔵文化財調査の結果、重要な遺構が確認され、現地保存のための道路構造の変更を行う等対応を実施済。</p>			
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>◆必要性・緊急性については下記のとおりであり、前回評価時からの変更はない。 ・東九州道や中九州道などの広域幹線道路とネットワークの強化を図ることで、地域連携を促し大分市の拠点性を高める。 ・大分市の中心市街地と東西方向のアクセス向上を図り、東西の都市内交流軸を形成する。 ・大分市中心部を取り囲む幹線道路の交差点や大分川渡河部における慢性的な交通渋滞の緩和。</p>			
	整備効果	<p>◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時からの変更はない。 ・東九州自動車道の米良ICと大分市中心市街地のアクセス性向上につながり、大分県南域や宮崎県等との交流人口の増加に寄与する。 ・大分市臨海部等に位置する企業群に対して、北部九州方面へアクセスする際の定時性及び迅速性が向上するなど、産業競争力強化に寄与する。 ・東西方向の幹線道路を延長することで、中心市街地へ流入する交通量が分散され、国道10号や210号などの幹線道路の渋滞緩和に寄与する。</p>			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H27 再評価時	今回 再評価時
			3.1	1.8(残事業:10.3)	1.7(残事業:17.9)
	費用便益の分析	<p>前回:総費用C=140.51億円、総便益B=251.08億円⇒B/C=1.79≒1.8 今回:総費用C=152.97億円、総便益B=261.12億円⇒B/C=1.71≒1.7</p>			
	工法の妥当性	<p>◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・道路法、道路構造令、H24道路橋示方書等に適合した工法を採用。 ・道路線形、施工性、経済性等の観点から総合的に判断し、都市計画審議会の審議をもって都市計画決定されたルートである。</p>			
	コスト縮減	<p>◆コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・橋梁設計時において比較検討を行っており、経済的な橋種(耐候性鋼材使用)及び下部工を決定している。</p>			
環境等への配慮	<p>◆環境への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・周知遺跡内(蔭山万寿寺跡)であるため、文化財調査を実施した結果、重要な遺構が確認され保護が必要であったため構造変更等で配慮する。 ・建設残土について、本工事にて発生する土砂は本工区内にて処理(盛土)を行い、不足土については他工事から工事間流用にて対応予定である。 ・低騒音、低振動型の建設機械を使用して周辺の住環境の負荷軽減を図る。</p>				
事業実施環境	事業の実効性	<p>◆事業の実効性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・必要な用地は全て取得済み。 ・都市計画決定 庄の原佐野線 : (当初)S36.12.25 (最終)H22.6.29 ・河川法 第24条、第26条申請(大分川渡河橋梁) : (許可)H23.12.9</p>			
	事業の成立性	<p>・安心・活力・発展プラン2015【H27.12】 ・おおいの土木未来プラン2015【H28.3】 ・大分都市計画区域マスタープラン【H23.3改訂】 ・大分都市圏総合都市交通計画【H27.9】 ・大分県長期道路整備計画「おおいの道構想2015」【H28.3】</p>			
	事業の特殊性	<p>◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・大分市騒音防止条例及び振動規制法に該当する工種があるため、届出を行い、周辺住民に対して騒音、振動等の環境に配慮する。</p>			
対応方針	対応方針案	継続			
	理由	<p>・事業実施により、中心市街地を取り囲む幹線道路や大分川渡河部の慢性的な交通渋滞緩和の効果が得られる ・用地補償進捗率が100%である ・費用便益も1.7となっていることから、投資効果は十分にある 以上のことから、計画変更を行った上で、事業継続としたい。</p>			

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 都市計画道路事業 庄の原佐野線 元町・下郡工区				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H20～H79	道路建設費	4車線	14,143,000	
	維持管理費		210,000	
		合 計		14,353,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H30～H79	走行時間短縮便益		44,478,000	
	走行経費減少便益		11,358,000	
	交通事故減少便益		4,713,000	
	合 計		60,549,000	割引前の総便益
総費用額 (C)	15,297,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	26,112,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	26,112,000 / 15,297,000 = 1.71			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・交通容量の拡大による特に朝夕通勤ラッシュ時の交通渋滞の解消 ・中心市街地と広域拠点である米良ICのアクセス向上 				

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況(前回評価からの変化点及び現状)
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の問題から事業が必要な主たる理由	■	■	大分川架橋部等での慢性的な交通渋滞の改善(変更なし) 緊急輸送道路(1次ネットワーク)(変更なし) 緊急輸送道路(県道大分日杵線)の北上郡ガード西交差点において7-9月に渋滞長さ400mが発生(交通集中が原因・H27調査)(変更なし) 並行路線(県道大分日杵線)の整備により防災機能向上(変更なし) 緊急輸送道路(1次ネットワーク)の整備による防災機能向上(変更なし) 防災・減災対策に係る効果 交通安全対策に係る効果 都市空間整備に係る効果 ツーリズム支援に係る効果 ネットワーキング整備に係る効果 小規模集落対策に係る効果 老朽化対策に係る効果等その他の効果
			道路線形構造	□	□	
			緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	
			集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	□	□	
			交通事故発生状況	□	□	
			通字路の指定状況	□	□	
			渋滞状況	□	□	
			関連事業への連携調整等	□	□	
			○整備効果	□	□	
			○費用対効果分析(B/C)等	□	□	
事業手法・工法の妥当性	○事業の妥当性	費用対効果分析(B/C)等	B/C算出結果、もしくはB/Dによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	B/C(前回)1.8(今回)1.7 事業費の変動による
			関係法令・技術基準等との適合	■	■	道路法、道路構造令、H24道路橋示方書等に適合した工法を採用(変更なし) 都市計画決定を基本としたトドとしている(変更なし)
			種別等の検討	■	■	橋梁設計時において比較検討を行っており、経済的な橋種及び下工を採用している(変更なし) 他工事の建設発生土を盛土材に利用、アスファルト・砕石は再生資材を利用(変更なし)
			コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	河川環境調査を実施しており、併せて河川内工事の際は汚濁防止膜等の設置を行っている(変更なし)
			地域材、建設副産物の有効利用	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用し、橋梁下部工施工時は振動計を設置し観測を行う(変更なし) 大分市景観計画と適合を図り、周辺景観との調和に配慮する(変更なし) 不足土量43,000m3は、市内の他公共工事からの流用(変更なし) 理文化材材調査の結果、重要遺構を確認したため保護可能な道路構造へ変更(変更なし)
			○環境等への配慮	■	■	H28年8月に庄の原野野線瀬尾・明野地区促進期成会が国土交通大臣あて早期完成を要望 大分市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に行っている(変更なし) 用地取得済み(変更なし) 都市計画決定 庄の原野線(当初)S36.12.25(最終)H23.6.29 ・河川法 第24条、第26条申請(大分川渡河橋梁) 許可H23.12.9(変更なし)
			自然環境等への配慮	■	■	都市計画区域域77カ所・大分都市圏総合都市交通計画【H27.9】に位置づけられた路線(変更なし) 第1次ネットワーク(変更なし)
			景観への配慮	■	■	都市計画法第59条第2項に基づき事業を実施(変更なし) 補助業務要件に規定された事業内容、採択基準の要件に適合(変更なし)
			施工処理の状況	■	■	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等
			文化財等の保護	■	■	工事の実施時期・期間への制限 技術的難易度
事業の妥当性	○事業の妥当性	地元要望、協働体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■	H28年8月に庄の原野野線瀬尾・明野地区促進期成会が国土交通大臣あて早期完成を要望
			市町村の協働体制	■	■	大分市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に行っている(変更なし)
			用地取得の難易度	■	■	用地取得済み(変更なし)
			法令等に基づく調整事項	■	■	都市計画 都市計画区域域77カ所・大分都市圏総合都市交通計画【H27.9】に位置づけられた路線(変更なし) 第1次ネットワーク(変更なし)
			上位計画等との関連	□	□	おおいの直轄線2015 地域防災計画・地域強靱化計画 その他(交安法指定道路、長寿命化計画など)
			事業の模範法令・採択要件	■	■	事業の実施に定める模範法令(案項) 事業の採択基準、適合状況
			他事業との関連	□	□	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等
			施工時期、期間への制限	■	■	工事の実施時期・期間への制限
			技術的難易度	□	□	技術面からの事業の実現性
			事業実施環境	■	■	技術面からの事業の実現性

* 評価項目(小項目細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		広域河川改修事業 ヤマクニカワ ヤマクニカワ 一級河川山国川水系山国川					
所在地・工区名		中津市耶馬溪町～山国町					
事業の目的		当河川は平成24年7月の九州北部豪雨により、広範囲にわたって甚大な浸水被害が発生している。このため、河川断面の拡大及び堰・橋梁の支障構造物の改築を実施することにより、家屋や田畑への浸水を防止し、民政の安定を図る。					
再評価基準		大幅な計画変更					
未着工・未完了の理由		—					
事業採択年度		採択年度：平成25年度		着工年度：平成25年度			
事業実施予定期間		当初：平成25年度～平成44年度		変更：平成25年度～平成50年度			
事業の概要	計画概要	L=14.5km、築堤V=42,100m ³ 、掘削V=437,600m ³ 、護岸A=30,600m ² 、構造物等18基(橋梁13基、堰5基)					
		当初計画	L=9,800m	第1回変更(H28年)	L=14,500m		
	計画期間	H25～H44		H25～H50			
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	築堤	34,500m ³	17	42,100m ³	46		
	掘削	234,600m ³	333	437,600m ³	887		
	護岸	12,000m ²	380	30,600m ²	1,312		
	特殊堤	1,260m	49	1,350m	68		
	構造物等	16基	2,976	18基	3,454		
	用地・測試等	一式	605	一式	2,083		
	計		4,360		7,850		
	変更内容・理由	・山国川広域河川改修事業については、平成24年7月の九州北部豪雨をうけて採択されたところである。今回当該区間下流で実施をしていた災害関連区間ならびに床上浸水対策特別緊急事業が平成29年に完成予定であるため、今後は河川整備計画目標に向けた改修を進めていく必要がある。よって、事業区間および期間を延伸し、平成24年7月出水規模の浸水被害防止または軽減を図ってきたい。					
事業進捗の状況	・平成27年度末の事業進捗状況は4%であり、用地進捗率は約5%となっている。(事業費ベース) ・現在はネック箇所となっている中摩橋の橋梁工事に着手している。						
事業費の推移	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要	
	全体(当初)	4,360	単位:百万円				
	全体(変更)	7,850					
	H22年度まで						
	H23						
	H24	40	40	測量・設計・掘削	0.5%		
	H25	67	107	設計・掘削	1.4%		
	H26	90	197	測量・設計・調査・掘削	3%		
	H27	125	322	設計・橋梁・用地補償	4%		
	H28	336	658	測量・設計・調査・築堤・護岸・掘削・橋梁・用地補償	8%		
	H29	350	1,008	測量・設計・調査・築堤・護岸・掘削・橋梁・用地補償	13%		
	H30	350	1,358	測量・設計・調査・築堤・護岸・掘削・橋梁・用地補償	17%		
H31以降残	6,492	7,850	測量・設計・調査・築堤・護岸・掘削・橋梁・堰・用地補償	100%			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化	平成24年7月の九州北部豪雨によって甚大な浸水被害が生じている。また、平成28年8月には山国川水系水防災意識社会推進協議会も発足し、流域一帯での防災意識が向上している。		
	地元情勢の変化	◆地元情勢については下記の通りであり、前回評価時から変更はない。 平成24年7月の九州北部豪雨で未曾有の被害を受けており、地元から早急な水害対策が求められている。		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆必要性・緊急性については下記の通りであり、前回評価時から変更はない。 山国川は平成24年7月出水で、7月3日に甚大な被害(浸水家屋177戸、浸水面積80ha)をうけたのち、14日に再び3日を上回る被害(浸水家屋242戸、浸水面積122ha)を受けた。また、災害時要援護者関連施設や地域防災拠点となる箇所、避難路となる国道や市道の冠水も発生していることから、早期の治水能力の向上が求められている。		
	整備効果	事業を行うことで浸水家屋126戸(床上83戸、床下43戸)、災害時要配慮者施設、避難経路である国道212号等の浸水被害を防止または軽減することができる。		
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時
			4.37	4.02
	費用便益の分析	今回:総費用C=59.25億円、総便益B=238.36億円⇒B/C=4.02 前回:総費用C=34.33億円、総便益B=149.97億円⇒B/C=4.37		
	工法の妥当性	◆工法の妥当性については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 浸水被害対策が急務であり、流域の地形から河川改修が適案と判断され河道掘削+築堤を採用		
コスト縮減	◆コスト縮減については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 築堤材料及び護岸材料は現地発生材をを利用することでコスト縮減を図る			
環境等への配慮	◆環境等への配慮については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 ・現況河川に見られる多様性のある河岸や河床の形状を保全する河道計画を採用する ・「山国川筋の景」に指定されており、山国川らしい奇岩の保全に努める(文化庁と協議済) ・オヤニラミやアカザなど貴重な動植物も確認されていることから、瀬や淵の保全や復元に努め、生物にやさしい川づくりを行い、良好な水辺環境の整備に努める			
事業実施環境	事業の実効性	◆事業の実効性については下記の通りであり、前回評価時から変更はない。 地元や市は事業に対して協力的であり、用地買収についても地元とのトラブルは生じていない。また、文化庁の了承も得ている。		
	事業の成立性	・安心・活力・発展プラン2015:大分県長期計画 ・おおい土木未来プラン2015:大分県土木建築部長期計画 ・河川法に基づく山国川水系河川整備計画の国土交通省九州地方整備局長認可(平成26年3月)		
	事業の特殊性	◆事業の特殊性については以下の通りであり、前回評価時から変更はない。 当該事業は通常行われている事業と変わりなく、技術的な問題はない。		
対応方針	対応方針案	継続		
	理由	九州北部豪雨により未曾有の災害を受けていることから、浸水被害の防止又は軽減が急務である。また、地元や市の河川改修に対する関心は高く、早期完成に関する要望も強いいため、事業を継続する。		

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 広域河川改修事業 一級河川山国川水系山国川				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H25～H100	河川改修費	W=1/40	8,231,000	
	維持管理費		2,511,000	
		合 計		10,742,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H25～H100	家屋被害額		8,128,000	
	家庭用品被害額		4,135,200	
	事業所償却被害額		19,933,000	
	事業所在庫被害額		2,323,200	
	農漁家償却被害額		47,700	
	農漁家在庫被害額		14,900	
	公共土木施設等被害額		58,581,500	
	農作物被害額		435,300	
	間接被害額(営業停止、家庭事務所応急対策)		3,123,400	
	残存価値		3,720,500	
	合 計		100,442,700	割引前の総便益
総費用額 (C)	5,925,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	23,836,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	23,836,000	/	5,925,000	=4.02
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・山国川沿川住民の精神的不安を解消することができ、生活基盤の安定に寄与することができる。 ・浸水家屋でのゴミ処理・清掃等の活動に伴う支出を抑えることができる。				

河川改修事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）			
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	H24.7月と同規模出水に対して、家屋浸水被害の防止・軽減を図る（変更なし）			
			災害発生時の影響	重要な公共施設	■	■	国道212号、市道（変更なし）		
				要配慮者利用施設	■	■	(前回) 望箭荘やまくに→(今回) 望箭荘やまくに、やすらぎ荘、下郷保育所		
				地域防災拠点・避難場所・避難経路等	■	■	中摩コミュニティセンター、平小野生活改善センター等（変更なし）		
			緊急を要する現状の課題	観光・地域振興	NPO、学校等	■	■	(前回) NP0法人水辺に遊ぶ会、三郷小学校→(今回) NP0法人水辺に遊ぶ会、三郷小学校、下郷小学校	
				まちづくり、地域づくり等	まちなみ	■	■	山国川漁業協同組合、観光協会、一般財団法人コアやまくに（変更なし）	
				過去の災害履歴	浸水頻度	■	■	平成24年7月(7/3、7/14)	
				人家等浸水実績	浸水面積	■	■	(前回) 床上浸水7.0棟、床下浸水4.8棟→(今回) 床上浸水1.80棟、床下浸水6.2棟	
			○整備効果	関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等への影響	重要な公共施設・要配慮者利用施設・浸水実績	■	■	(前回) 浸水面積7.4ha→(今回) 浸水面積1.22ha
					浸水被害軽減戸数	重要な公共施設・要配慮者利用施設の浸水実績	■	■	(前回) 山国浄化センター、望箭荘やまくに→(今回) 山国浄化センター、望箭荘やまくに、やすらぎ荘、下郷保育所
事業実施により得られる効果	費用便益分析	■			■	下流側の直轄管理区間と流量の整合を図りながら進めていく必要がある（変更なし）			
○費用対効果分析(B/C等)	費用便益分析(B/C等)	費用便益分析(B/C)			■	■	(前回) 9.4棟(床上7.0棟、床下2.4棟)の浸水被害を軽減→(今回) 12.6棟(床上8.3戸、床下4.3戸)の浸水被害を軽減		
	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合			関係法令・技術基準等との適合	■	■	(前回) 田畑等7.4ha→(今回) 田畑等1.22ha	
		効果と経済性における複数の検討			効果と経済性における複数の検討	■	■	(前回) 望箭荘やまくに→(今回) 望箭荘やまくに、やすらぎ荘、下郷保育所	
		コスト削減に向けた具体的な施策			コスト削減に向けた工種・工法	■	■	中摩コミュニティセンター、平小野生活改善センター、国道212号等（変更なし）	
事業実施環境	○コスト削減	地域材、建設副産物の有効活用			地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用等	■	■	環境調査を実施し、自然環境に影響の少ない計画とする（変更なし）	
		自然環境への配慮			近隣住宅への配慮	■	■	現場河川に見られる多様性のある河岸や河床の形状を保全する河道計画を採用する（変更なし）	
		周辺の住環境への配慮			多自然川づくりとして現況河川との関係等（項目の移動）	■	■	事業区間は住宅地に隣接しているため、騒音・振動・地盤沈下等を極力発生させない工法検討を行う（変更なし）	
		景観への配慮	事業区間の住環境の状況と対策等	■	■	「山国川の景観」に指定されており、山国川らしい奇岩の保全に努める。また、国の景観ガイドラインや中津市の景観計画の方針も参考しながら事業を行っている。			
		○事業の実効性	残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮	■	■	現場で発生する副産物の再利用、並びに他事業への流用土で残土発生を低減に努める（変更なし）		
			文化財の保護	文化財等の調査及び保護	■	■	文化庁と協議を行い、奇岩を保全する基本的事項については了承済み（変更なし）		
			地元要望、協力体制	地元の協力体制・要望	■	■	地元自治会は協力的である（変更なし）		
			市町村の協力体制	市町村の協力体制・要望	■	■	中津市は協力的である（変更なし）		
		○事業の成立性	上位計画等との関連	用地取得の難易度	用地取得の難易度	■	■	用地交渉は順調に進んでいる（変更なし）	
				法令等に基づく調整事項	環境影響評価法、自然公園法、景観法、文化財保護法等	■	■	文化庁と調整済（変更なし）	
事業の実効性	河川整備計画等（項目の移動）			河川整備計画等（項目の移動）	■	■	(前回) 山国川水系河川整備計画の策定作業中→(今回) 山国川河川整備計画策定済（平成26年3月）		
	水防計画（項目の移動）			水防計画（項目の移動）	■	■	本事業区間の一部は水防警報対象区間及び水防区域に指定済（変更なし）		
	洪水ハザードマップ公表（項目の移動）			洪水ハザードマップ公表（項目の移動）	■	■	本事業区間の一部において洪水ハザードマップ公表済（変更なし）		
○事業の特殊性	施工時期、期間の制限			事業の実施に際しての根拠法令（条項）	事業実施に係る根拠法令（条項）	■	■	河川法第十六条、第十六条第二項に基づき事業を実施（変更なし）	
		当該事業における採択要件	当該事業における採択要件（項目の移動）	■	■	社会資本整備総合交付金交付要件に規定された事業内容、交付要件に適合している（変更なし）			
		他事業との関連	他事業との連携と効果	■	■	下流側の直轄管理区間と連携を合わせて整備を行うことで、山国川一連の浸水被害を軽減することができ（変更なし）			
		施工時期、期間の制限	施工時期・期間の制限	□	□	下流側の直轄管理区間の完成後に県管理区間の整備目標流量の変更(1,000m ³ /s→1,270m ³ /s)を行う。			

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

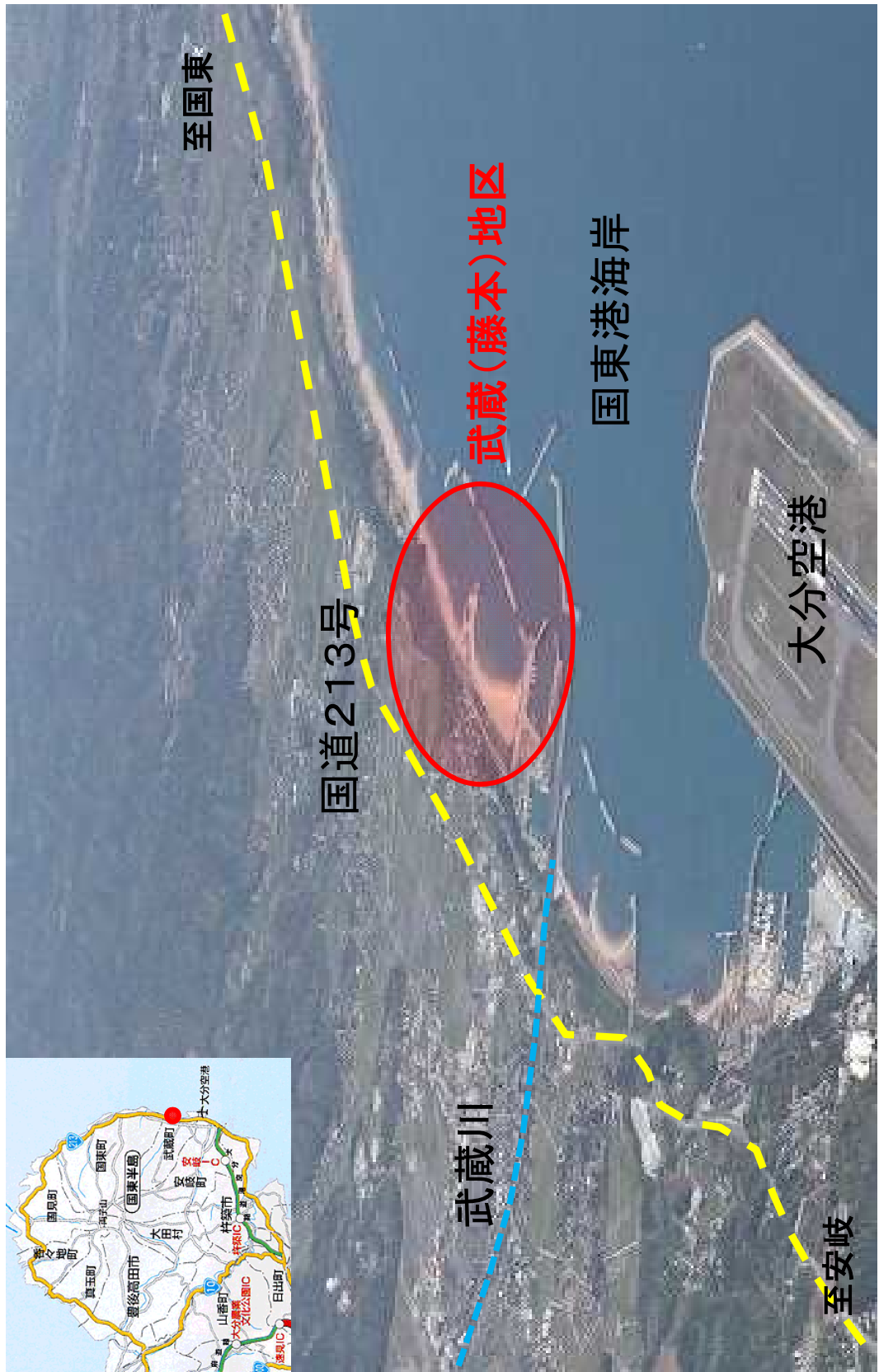
事業名・路線河川港地区名等		海岸環境整備事業		国東港海岸 武蔵(藤本)地区				
所在地・工区名		国東市武蔵町内田						
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> ・台風、高潮等の越波による浸水被害の防止 ・砂浜の侵食防止 ・親水性や利便性の向上 						
再評価基準		再評価後5年経過						
未着工・未完了の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおりの年度事業費を確保できなかったため、平成27年度末までに未完了となっている。 ・その他、特に問題なし。 						
事業採択年度		採択年度： 平成2年度			着工年度： 平成3年度			
事業実施予定期間		当初： 平成3年度～平成18年度			変更： 平成3年度～平成31年度			
事業の概要	計画概要		当初計画		第3回変更(H22年)		第4回変更(H28年)	
		計画期間	H3～H18		H3～H26		H3～H31	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		離岸堤(潜堤)	250m	539.7	250m	538.1	250m	538.1
		突堤	3基	618.8	2基	885.1	2基	885.1
		護岸	910m	942.0	850m	856.5	850.0m	856.5
		人工海浜(養浜)	34,000m ²	330.0	27,044m ²	309.3	27,044m ²	309.3
		緑地・広場	14,000m ²	350.0	14,000m ²	487.8	14,000m ²	487.8
		離岸堤	200m	625.9	470m	1,194.0	470m	1,194.0
		植栽	22,000m ²	57.0	22,000m ²	30.3	22,000m ²	30.3
		飛砂防止施設			200m	48.7	200m	48.7
		計		3,463.4		4,349.8		4,349.8
変更内容・理由		<ul style="list-style-type: none"> ・年度事業費の計画を見直した結果、平成31年度まで計画期間の延伸を行いたい。 						
事業進捗の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況は平成27年度までに98%。 						
事業費の推移	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要	
	全体(当初)	4349.8	単位:百万円					
	H22年度まで	4058.8	4058.8	離岸堤(潜堤)、突堤、護岸、人工海浜(養浜)、緑地・広場、植栽、飛砂防止施設		93%		
	H23	67.6	4126.4	護岸、離岸堤		95%		
	H24	52.2	4178.6	護岸		96%		
	H25	38.9	4217.5	護岸		97%		
	H26	20.6	4238.1	護岸		97%		
	H27	20.7	4258.8	護岸		98%		
	H28	22.2	4281.0	護岸		98%		
	H29	22.2	4303.2	護岸		99%		
	H30	22.2	4325.4	護岸、緑地・広場、植栽		99%		
H31以降残	24.4	4349.8	護岸、緑地・広場、植栽		100%			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会・経済情勢の変化	【変更なし】 ・平成18年3月31日 市町村合併(武蔵町→国東市(安岐町+武蔵町+国東町+国見町)) ・平成22年度～ 行政刷新会議による事業仕分けにより、遊歩道、駐車場、ベンチ等のレクリエーション施設の整備が補助事業の対象から外れた。			
	地元情勢の変化	【変更なし】 ・地元や市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 ・平成22年5月24日 水辺の自然環境を生かして、マリンスポーツなど水辺を活用した観光振興、地域活性化の活動に取り組む「国東市海の行事連絡協議会」が発足			
事業の必要性	必要性・緊急性	【変更なし】 ・波浪による越波等で背後の地域に被害が生じ、住民に不安を与えている状況であり、また、護岸敷と海浜敷との高低差が大きく、海浜へのアクセス改善の要望があることから、早急に海岸の整備を行う必要がある。 ・H9年の台風19号により、高潮・高波が発生し、飛沫が住宅にかかるなどの被害を受けている。 ・浸食傾向が著しく、昭和39年～昭和56年にかけて侵食対策事業を実施したが、依然として浸食傾向にある。			
	整備効果	【変更なし】 ○住民生活、安全 ・台風、高潮等の荒波浪時による侵食及び越波災害から人命、財産の防護が図れ、民生の安定に寄与できる。 ○環境 ・緩傾斜護岸や人工海浜(養浜)の整備により親しみのある海岸景観を創造できる。 ・離岸堤・突堤の消波ブロックおよび自然石に貝や藻などが着生し、魚の住処となることにより、生物生育の場が保全・創造することができる。 ・砂浜の持つ海水浄化機能や、消波ブロック・自然石に着生する藻や海藻により海水の浄化が促進される。 ○地域社会 ・親水性の向上により、海水浴や環境学習など人々と自然との関わりがさらに深まり、自然から学べる文化の振興に寄与できる。 ・生物生育の場が保全・創造されることにより、地域の漁業の振興に寄与できる。 ・人工海浜(養浜)や緑地・広場の整備により人々が自然と集える空間ができ、地域の憩いの場が形成される。			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H22 再評価時	今回 再評価時
		費用便益の分析	—	1.6	1.4
	工法の妥当性	【変更なし】 ・適用法令は海岸法、海岸保全施設の技術基準は海岸保全施設の技術上の基準・解説等であり、適合した工法を採用している。 ・当海岸の特性を踏まえ、親水性や利便性に優れた面的防護方式を採用している。			
環境等への配慮	コスト縮減	【変更なし】 ・撤去する既設離岸堤、突堤の消波ブロックを、新設する離岸堤、突堤の消波ブロックに流用している。 ・埋立土砂に公共残土を用いるとともに、再生クラッシュラン等を使用している。			
	環境等への配慮	【変更なし】 ・材料に自然石を用いている。 ・人工海浜や遊歩道の整備により、人と自然がふれあえる海岸空間となっている。 ・自然石を用いた緩傾斜護岸や人工海浜を整備することにより、特に違和感はない。 ・発生土は埋立土砂へ流用しており、残土は発生していない。 ・文化課協議の結果、「特に問題ない」との回答を得ている。			
事業実施環境	事業の実効性	【変更なし】 ・地元住民、地元漁協等関係者との調整、合意は済んでいる。 ・海岸保全区域指定:平成18年3月31日大分県告示第365号(最終) ・港湾隣接地域:昭和55年11月7日大分県告示第1277号 ・公有水面埋立:平成10年2月5日指令港第863号、平成16年4月1日指令港第30号			
	事業の成立性	【変更なし】 ・海岸保全基本計画に基づいた計画である。 ・地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画等に位置付けられている。			
	事業の特殊性	【変更なし】 ・従来の工法である。			
対応方針	対応方針案	継続			
	理由	当海岸は、台風、高潮、波浪、冬期風浪による背後地への侵食及び越波被害等の対策として、平成27年度までに98%進捗しており、また地域住民も本事業の進捗を強く望んでおり、必要性は高く「継続」としたい。			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 海岸環境整備事業 国東港海岸 武蔵(藤本)地区					
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 H3~H81	離岸堤(潜堤)	250m	538,100		
	突堤	2基	885,100		
	護岸	850m	856,500		
	人工海浜(養浜)	27,044m ²	309,300		
	緑地・広場	14,000m ²	487,800		
	離岸堤	470m	1,194,000		
	植栽	22,000m ²	30,300		
	飛砂防止施設	200m	48,700		
	小計			4,349,800	
		維持管理費		1,040,000	
合計			5,389,800	割引前の総費用	
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 H3~H81	浸水防護便益		31,900,000		
	合計			31,900,000	割引前の総便益
総費用額(C)	8,984,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額(B)	12,168,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益比率(B/C)	12,168,000 / 8,984,000 = 1.35				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外					
<ul style="list-style-type: none"> ・侵食防止効果 ・飛沫の被害軽減効果 ・海岸景観の保全・改善効果 ・生物生息の場の保全・創出効果 ・砂浜等による海水浄化効果 ・レクリエーション等利用の維持・向上効果 ・漁業等利用効果 ・憩いの場の創出効果 					

港湾海岸事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由 緊急を要する現状の課題	現状の課題から事業が必要な理由	■	■	波浪による越波等で背後の地域に被害が生じ、住民に不安を与えている状況であり、また、護岸敷と海浜敷との高低差が大きく、海浜へのアクセス改善の要望があることから、早急に海岸の整備を行う必要がある。（変更なし）
			浸水等による人命財産の被害がある 整備対象施設による防護区域内に重要な公共施設等がある 海岸線の侵食 老朽化等により所要の機能が確保されていない	■	■	H9年の台風19号により、高潮・高波が発生し、飛沫が住宅にかかるなどの被害を受けている。（変更なし） 地域防災計画における避難場所（藤本集会所、藤本公民館）（変更なし） 浸食傾向が著しく、昭和39年～昭和56年にかけて侵食対策を実施したが、依然として浸食傾向にある。（変更なし） 老朽化が著しい。（変更なし）
	○整備効果	関連事業との進捗調整等 事業実施により得られる効果	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	■	■	市道改良事業は調整中、隣接する農林水産省所管の海岸整備事業は完成済み。（変更なし）
			津波・高潮等からの防護による人命財産の安全性の確保 侵食に対する防護による国土の保全 海岸保全施設の機能確保 海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出	■	■	高潮等の海水侵入による災害を防止する。（変更なし） 海岸の侵食を防止する。（変更なし） 面的防護方式による海岸保全施設を新設し、機能を確保する。（変更なし） 過去の浸食対策事業にて設置された消波ブロックにより崩なわれた景観を改善し、海岸利用の活性化及びレクリエーション機能を向上させる。（変更なし）
	事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用対効果分析（B/C）等に費用を超える効果が見込まれるか	■	■	（前回）1.6 → （今回）1.4 減の理由は、主に計画期間の延伸による。
			関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討	■	■	適用法令は海岸法、海岸保全施設の技術基準は海岸保全施設の技術上の基準・解説等であり、適合した工法を採用している（変更なし） 当海岸の特性を踏まえ、親水性や利便性に優れた面的防護方式を採用している。（変更なし）
		○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	■	■	離岸堤、突堤の消波ブロックに撤去する既設離岸堤、突堤の消波ブロックを流用している。（変更なし） 埋立土砂に公共残土を用いるとともに、再生クラッシュラン等を使用している。（変更なし）
			自然環境への配慮 周辺の住環境への配慮 景観への配慮 残土処理の状況 近隣住宅への配慮	■	■	材料に自然石を用いている。（変更なし） 人工海浜や遊歩道の整備により、人と自然がふれあえる海岸空間となっている。（変更なし） 自然石を用いた緩傾斜護岸や人工海浜を整備することにより、特に違和感はない。（変更なし） 発生土は埋立土砂に流用しており、残土は発生していない。（変更なし） 文化課協議の結果、「特に問題ない」との回答を得ている。（変更なし）
	事業の実効性	地元要望、協力体制 市町村の協力体制 用地取得の難易度 法令等に基づく調整事項	要望書の提出・陳情の有無、期成会等の地元組織の有無 地元漁協の了解があるか 地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある 地域地権者等の同意又は理解が得られている 法令等に基づく調整事項	■	■	地元や市からの要望は強い。（変更なし） 漁協の同意書がある。（変更なし） 市役所に県事業の地元調整担当の職員がいる。（変更なし） 用地買収はない。（変更なし）
			上位計画等との関連 事業の根拠法令・採択要件 他事業との連携 施工時期、期間の制限 技術的難易度	■	■	海岸法、港湾法、公有水面埋立法及び自然公園法に係る各種手続きは完了済みである。（変更なし） 海岸保全基本計画に基づいた計画である。（変更なし） 地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画等に位置付けられている。（変更なし） 海岸法第27条第1項に基づき事業を実施。（変更なし） 社会整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件（総事業費1億円以上）に適合している。（変更なし） 市道改良事業は調整中、隣接する農林水産省所管の海岸整備事業は完成済み。（変更なし） 完成区間は海水浴場として利用されるため、夏時期の工事は行わない。（変更なし） 従来工法である（変更なし）

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		海岸環境整備事業		別府港海岸 関ノ江地区					
所在地・工区名		別府市大字内竈							
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> ・台風、高潮等の越波による浸水被害の防止 ・砂浜の侵食防止 ・親水性や利便性の向上 							
再評価基準		再評価後5年経過							
未着工・未完了の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおりの年度事業費を確保できなかったため、平成27年度末までに未完了となっている。 ・その他、特に問題なし。 							
事業採択年度		採択年度： 平成4年度			着工年度： 平成4年度				
事業実施予定期間		当初： 平成4年度～平成21年度			変更： 平成4年度～平成35年度				
事業の概要	計画概要	当初計画		第2回変更(H23年)		第3回変更(H28年)			
		計画期間		H4～H21		H4～H27		H4～H35	
		工種		数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		護岸		903m	627	443m	415	443m	415
		突堤		4基	857	2基	566	2基	566
		人工海浜		41,000m ²	510	23,000m ²	586	23,000m ²	677
		緑地・広場		27,000m ²	190	17,300m ²	102	17,300m ²	102
		植栽		19,000m ²	66	6,000m ²	20	6,000m ²	20
		計			2,250		1,689		1,780
		変更内容・理由		<ul style="list-style-type: none"> ・労務費の増額に伴い、事業費の増額を行いたい。 ・年度事業費の計画を見直した結果、平成35年度まで計画期間の延伸を行いたい。 					
事業費の推移	事業進捗の状況		・事業進捗は平成27年度末で84%。						
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要		
	全体	1,780	単位：百万円						
	H22年度まで	1,126	1,126	護岸、突堤、人工海浜、緑地・広場		63%			
	H23	81	1,207	人工海浜		68%			
	H24	168	1,375	人工海浜		77%			
	H25	45	1,420	人工海浜		80%			
	H26	39	1,459	人工海浜		82%			
	H27	41	1,500	人工海浜		84%			
	H28	0	1,500			84%			
	H29	40	1,540	人工海浜		87%			
	H30	40	1,580	人工海浜		89%			
	H31以降残	200	1,780	護岸、人工海浜、緑地・広場、植栽		100%			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会・経済情勢の変化	【変更なし】 ・H17年の台風14号により、背後地に越波を生じている。 ・平成22年度～ 行政刷新会議による事業仕分けにより、シャワー・更衣室、トイレ、駐車場、ベンチ等のレクリエーション施設の整備が補助事業の対象から外れた。			
	地元情勢の変化	【変更なし】 ・地元や市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 ・漁協の同意書がある。			
事業の必要性	必要性・緊急性	【変更なし】 ・別府市内では、唯一自然海浜が残る海岸線であるが、近年、侵食により海浜が後退し、さらに波浪による越波等で背後の地域や主要幹線に被害が生じ、住民に不安を与えている状況であり、早急に海岸の整備を行う必要がある。 ・H17年の台風14号により、背後地に越波を生じている。 ・浜幅が狭くなってきており、海水浴等の利用に支障をきたしている。			
	整備効果	【変更なし】 ○住民生活、安全 ・台風、高潮等の荒波浪時による越波災害から人命、財産の防護が図れ、民生の安定に寄与できる。 ○環境 ・緩傾斜護岸や人工海浜の整備により親しみのある海岸景観を創造できる。 ・突堤の自然石に貝や藻などが着生し、魚の住処となることにより、生物生育の場が保全・創造することができる。 ・砂浜の持つ海水浄化機能や、消波ブロック・自然石に着生する藻や海藻により海水の浄化が促進される。 ○地域社会 ・親水性の向上により、海水浴や環境学習など人々と自然との関わりがさらに深まり、自然から学べる文化の振興に寄与できる。 ・海水浴場として利用される事により、地域の観光資源となることが出来る。 ・生物生育の場が保全・創造されることにより、地域の漁業の振興に寄与できる。 ・人工海浜や緑地・広場の整備により人々が自然と集える空間ができ、地域の憩いの場が形成される。			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H23 再評価時	今回 再評価時
			—	10.6	10.1
	費用便益の分析	前回:総費用20.79億円、総便益220.15億円 ⇒ B/C=10.59 今回:総費用25.50億円、総便益257.10億円 ⇒ B/C=10.08			
	工法の妥当性	【変更なし】 ・適用法令は海岸法、海岸保全施設の技術基準は海岸保全施設の技術上の基準・解説等であり、適合した工法を採用している。 ・当海岸の特性を踏まえ、親水性や利便性に優れた面的防護方式を採用している。			
環境等への配慮	コスト削減	【変更なし】 ・構造形式や施工方法等の比較設計により、着実なコスト削減を考慮した設計を行っている。 ・埋立土砂に公共残土を用いるとともに、再生クラッシュラン等を使用している。			
	環境等への配慮	【変更なし】 ・公有水面の埋立を実施するにあたっては、事前に環境影響評価を行い、周辺の自然環境への影響が少ないことを確認したうえで施工を行っている。 ・民家に近接している箇所については防音シートを設置し、工事に伴う騒音対策を行っている。 ・人工海浜を整備することにより、特に違和感はない。 ・発生土は埋立土砂へ流用しており、残土は発生していない。 ・文化課協議の結果、「特に問題ない」との回答を得ている。			
事業実施環境	事業の実効性	【変更なし】 ・地元や市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 ・漁協の同意書がある。 ・海岸保全区域指定:平成20年11月4日大分県告示第747号(最終) ・港湾隣接地域:平成5年1月19日大分県告示第58号 ・公有水面埋立:平成18年8月22日指令港第707号			
	事業の成立性	【変更なし】 ・海岸保全基本計画に基づいた計画である。 ・地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画等に位置付けられている。			
	事業の特殊性	【変更なし】 ・従来の工法である。			
対応方針	対応方針案	継続			
	理由	当海岸は、台風、高潮時の波浪による背後地への越波被害等の対策として、平成27年度までに84%進捗しており、また地域住民も本事業の進捗を強く望んでおり、必要性は高く「継続」としたい。			

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 海岸環境整備事業 別府港海岸 関ノ江地区					
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 H4～H85	護岸	443m	415,000		
	突堤	2基	566,000		
	人工海浜	23,000m ²	677,000		
	緑地・広場	17,300m ²	102,000		
	植栽	6,000m ²	20,000		
		小計	1,780,000		
		維持管理費	420,000		
	合計	2,200,000	割引前の総費用		
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 H4～H85	浸水防護便益		78,700,000		
	合計		78,700,000	割引前の総便益	
総費用額 (C)	2,550,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額 (B)	25,710,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益比率 (B/C)	25,710,000 / 2,550,000 = 10.08				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外					
<ul style="list-style-type: none"> ・侵食防止効果 ・飛沫の被害軽減効果 ・海岸景観の保全・改善効果 ・生物生息の場の保全・創出効果 ・砂浜等による海水浄化効果 ・レクリエーション等利用の維持・向上効果 ・漁業等利用効果 ・憩いの場の創出効果 					

港湾海岸事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）		
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な理由	現状の課題から事業が必要な理由	■	■	別府市内では、唯一自然海岸が残る海岸線であるが、近年、侵食により海岸が後退し、さらに波浪による越波等で背後の地域や主要幹線に被害が生じ、住民に不安を与えている状況であり、早急に海岸の整備を行う必要がある。（変更なし）		
		緊急を要する現状の課題	浸水等による人命財産の被害がある 整備対象施設による防護区域内に重要な公共施設等がある 海岸線の侵食 老朽化等により所要の機能が確保されていない 当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	■	■	H17年の台風14号により、背後地に越波を生じている。（変更なし） 国道10号（変更なし） 浜幅が狭くなってきており、海水浴等の利用に支障をきたしている。（変更なし） 既設の防潮堤は昭和38年に完成しており、現在の設計基準には満足していない。（変更なし）		
	○整備効果	関連事業との進捗調整等	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	□	□	関連事業は、特になし。（変更なし）		
		事業実施により得られる効果	津波・高潮等からの防護による人命財産の安全性の確保 侵食に対する防護による国土の保全 海岸保全施設の機能確保 海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出	■	■	波浪による越波等の海水侵入による災害を防止する。（変更なし） 海岸の侵食を防止する。（変更なし） 既存施設の前面に新たに施設を整備することにより、機能の強化を図る。（変更なし） 過去の浸食対策事業にて設置された消波ブロックにより崩れた景観を改善し、海岸利用の活性化及びレクリエーション機能を向上させる。（変更なし）		
	事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用対効果分析（B/C）等	B/C 1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	■	■	（前回）10.6 一（今回）10.1 減の理由は、事業費の増及び計画期間の延伸による。	
			○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討 コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	■	■	適用法令は海岸法、海岸保全施設の技術基準は海岸保全施設の技術上の基準・解説等であり、適合した工法を採用している。（変更なし） 当海岸の特性を踏まえ、親水性や利便性に優れた面的防護方式を採用している。（変更なし） 構造形式や施工方法等の比較設計により、着実なコスト削減を考慮した設計を行っている。（変更なし） 埋立土砂に公共残土を用いるとともに、再生クラッシュラン等を使用している。（変更なし）	
		○環境等への配慮	自然環境への配慮	環境に配慮した事業である	■	■	事前に環境影響評価を行い、周辺の自然環境への影響が少ないことを確認している。（変更なし）	
			周辺の住環境への配慮	周辺の宅地等の住環境を悪化させない 設置施設が周辺景観と馴染むような対策を行う 残土処理の状況 文化財等の保護	■	■	防音シートを設置し、騒音対策を行っている。（変更なし） 人工海岸を整備することにより、特に違和感はない。（変更なし） 発生土は埋立土砂に流用しており、残土は発生していない。（変更なし） 文化課協議の結果、「特に問題ない」との回答を得ている。（変更なし）	
		事業の実効性	○事業の妥当性	地元要望、協力体制	要望書の提出・陳情の有無、期成会等の地元組織の有無 地元漁協の了解があるか	■	■	地元や市からの要望は強く、事業実施への理解、協力は得られている。（変更なし） 漁協の同意書がある。（変更なし）
				市町村の協力体制	地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある	■	■	市役所に県事業の地元調整担当の職員がいる。（変更なし）
用地取得の難易度			法令等に基づく調整事項	□	□	用地買収はない。（変更なし）		
上位計画等との関連			海岸保全基本計画に位置付けられた事業である 地域防災計画等関連する計画への位置付けがある	■	■	海岸法、港湾法及び公有水面埋立法に係る各種手続きは完了済みである。（変更なし） 海岸保全基本計画に基づいた計画である。（変更なし） 地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画等に位置付けられている。（変更なし）		
○事業の特殊性			事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（案項） 事業の採択要件を満たす	■	■	海岸法第27条第1項に基づき事業を実施。（変更なし） 社会整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件（総事業費1億円以上）に適合している。（変更なし）	
			他事業との連携	他事業との連携により整備効果が大きくなる	□	□	連携する他事業は、特になし。（変更なし）	
事業実施環境	○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある（観光地等）	■	■	漁協から要望により、1月から3月までの間、工事は行わない。（変更なし）		
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	■	■	従来工法である（変更なし）		

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		事業名 港湾環境整備事業・佐伯港大入島東地区 <small>おおにゆうじま</small>										
所在地・工区名		佐伯市石間浦 <small>いしまうら</small>										
事業の目的		佐伯港港湾整備事業(水深14m岸壁)及び佐伯市内の公共事業で発生する残土受け入れ地を確保するため、護岸を整備する。										
再評価基準		再評価後5年経過										
未着工・未完了の理由		本事業は、平成23年度から「事業休止」としており、「今後は、水深14m岸壁の供用開始後の利用状況を見て、残りの浚渫が必要かどうかの判断をする。」「浚渫土砂や陸上残土の処分方法等の検討状況等を勘案しながら判断」としていたが、現在まで事業の必要性の判断ができていないため。										
事業採択年度		平成9年度					着工年度:平成15年度					
事業実施予定期間		当初:平成9年度～平成20年度					最終変更:平成9年度～未定					
事業の概要	全体事業概要	計画概要										
			当初計画		第1回変更(H13年)		第2回変更(H18年)		第3回変更(H23年)		第4回変更(H28年)	
		計画期間	H9～H20		H9～H20		H9～H25		H9～未定		H9～未定	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		外周護岸(A)	50	209.0	100	176.7	100	176.7	100	176.7	100	176.7
		外周護岸(B)	300	2,954.0	240	2,953.3	240	2,953.3	240	2,953.3	240	2,953.3
		内護岸	260	2,237.0	260	1,570.0	260	1,570.0	260	1,570.0	260	1,570.0
		計	610	5,400.0	600	4,700.0	600	4,700.0	600	4,700.0	600	4,700.0
変更内容・理由		-										
事業費の推移	事業進捗の状況		事業進捗は平成22年度までに23%である。									
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%		摘要				
	全体(当初)	4,700										
	H20年度まで	1,060	1,060									
	H21	0	1,060									
	H22	0	1,060	調査・測量・設計・漁業補償・工事 (汚濁防止)		23%						
	H23	0	1,060	休止		23%						
	H24	0	1,060			23%						
	H25	0	1,060			23%						
	H26	0	1,060			23%						
	H27	0	1,060			23%						
	H28	0	1,060			23%						
H29以降残	3,640	未定										

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>・前回評価時に、「今後は、水深14m岸壁の供用開始後の利用状況を見て、残りの浚渫が必要かどうかの判断をする。」「浚渫土砂や陸上残土の処分方法等の検討状況等を勘案しながら判断」としていた。平成26年3月に水深14m岸壁が供用を開始したが、現在、今後の利用状況を見極めている段階であり、浚渫の必要性の判断ができていない。また公共陸上残土については、H23から休止しているため、陸上残土の処分地確保及び発生土量縮減に向け、継続的に検討を行っている。(処分地未確保土量H23:約67万m³→約V=31万m³)</p> <p>・佐伯港に立地していた企業の事業形態の変更や閉鎖などにより、貨物量は減少した。しかし、新たに誘致した企業が平成28年度11月から操業を開始することや、東九州自動車道が開通(北九州～宮崎が直結)するなど、佐伯港を取り巻く情勢は本年度を皮切りに大きく変わってきており、佐伯港の利活用促進が期待される。</p>			
	地元情勢の変化	事業の必要性の判断ができておらず、地元説明を行うことができないため、変化はない。(変更あり)			
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>浚渫土砂については、平成26年3月に供用開始した水深14m岸壁の利用状況によっては、より安全に航行するために浚渫が必要となる可能性がある。</p> <p>また公共陸上残土については、H23から休止しているため、陸上残土の処分地確保及び発生土量縮減に向け、継続的に検討を行っている。 (変更あり)</p>			
	整備効果	<p>本事業(土砂処分場)が整備されれば、佐伯港湾整備事業や佐伯市内の道路事業から発生する土砂処分が容易に行えるようになり、事業の推進が図られることから、佐伯市の発展や活性化が期待される。 (変更なし)</p>			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H18 再評価時	前回(H23)、今回 再評価時
			-	1.1	-
	費用便益の分析	-			
	工法の妥当性	塩分を含む浚渫土砂及び公共陸上残土の受入れを内陸部に確保することが困難であるため、海上に埋立地として処分することが最適である。 (変更なし)			
	コスト縮減	波浪等の影響を受けない水深部の基礎捨石については、安価な材料を使用する。(変更なし)			
	環境等への配慮	本事業中は、施工範囲を汚濁防止膜で囲い、濁水が漏れないよう施工する。(変更なし)			
事業実施環境	事業の実効性	一部住民の同意は得られていない。事業に必要な法手続きは完了している。(公有水面埋立免許 H15.1.7) (変更なし)			
	事業の成立性	佐伯港湾計画(H5改訂)に位置付けられている。土砂の搬入・埋立てについては、国の水深14m岸壁整備事業(浚渫土砂)、佐伯市内での道路事業等(陸上残土)による。(変更なし)			
	事業の特殊性	一般的工法であり、困難ではない。(変更なし)			
対応方針	対応方針案	休止			
	理由	<p>以下の課題の状況を見ながら判断することとする。</p> <p>①次回再評価時までには浚渫の必要性について、女島地区岸壁の利用状況及び、佐伯市の企業立地や港湾背後地の利用状況等を総合的に判断し、「事業中止」を含めた検討を行う。</p> <p>②引き続き残土が発生する事業の計画変更や、残土調整会議などの取り組みを継続していく</p>			

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 港湾環境整備事業 佐伯港大入島東地区							
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考			
投資期間 H ~H							
		合 計			割引前の総費用		
総便益	評価項目		便益額	備考			
測定期間 H ~H	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <h2 style="margin: 0;">今回は休止であり該当なし。</h2> </div>						
		合 計		〇〇〇	割引前の総便益		
総費用額 (C)	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計						
総便益額 (B)	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計						
費用便益 比率 (B/C)							
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外							

H18再評価時

様式2-3

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名	港湾環境整備事業 佐伯港 大入島東地区			
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H9～H25	外周護岸(A)		176,700	
	外周護岸(B)		2,953,300	
	内護岸		1,570,000	
		合 計		4,700,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 効果の発現 以降50年間	廃棄物及び陸上残土処分の適正化		3,688,000	
	浚渫土砂処分の適正化		1,765,000	
	残存価値【土地】		665,000	
		合 計		6,118,000
総費用額 (C)	4,444,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	4,874,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	$4,874,000 / 4,444,000 = 1.10 \div 1.1$			
(その他の整備効果)・・・貨幣化して便益額を算出した項目以外 ○ 運搬距離が近距離になることによる排出ガスの減少 ○ 運搬経路が短くなることによる沿道騒音等の軽減 ○ 背後の生活圏の経済活動が促進されることによる地方税・国税の増加				

港湾環境事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	水深14m岸壁の利用状況によっては、より安全に航行するために浚渫が必要となる可能性がある。公共陸上残土については、H23から休止しているため、陸上残土の処分地確保及び発生土量縮減に向け、継続的に検討を行っている。(変更あり)	
		緊急を要する現状の課題	防災性の向上	□	□	該当なし(変更なし)	
		関連事業との進捗調整等	重要な公共施設、災害弱者関連施設の被害実績の有無	□	□	該当なし(変更なし)	
		事業実施により得られる効果	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	■	■	佐伯港水深14m岸壁は供用を開始したが、より安全に航行するために浚渫が必要となる可能性がある。(変更あり)	
	○整備効果		防災機能の向上	防災機能の向上	□	□	該当なし(変更なし)
			港湾環境の改善	港湾環境の改善	■	■	新たな土地の造成により、住宅地や緑地が整備されことにより鳥の振興が期待される。
			その他(関連事業の事業推進)	その他(関連事業の事業推進)	■	■	本事業が完了すれば、結果として港湾整備による物流基盤の強化と高速交通網との連携による効率的な輸送が可能となり、生産拠点としての地域競争力のアップが図れる。(変更なし)
			費用便益分析(B/C)等	B/C1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	■	■	今回は休止の方針のためB/C等は算出できなない。(変更なし)
			関係法令・技術基準等との適合	関係法令、港湾施設の技術上の基準等に適合し、地勢条件等を勘案して妥当な工法を採用している	■	■	適用法令は港湾法、港湾施設の技術上の基準は港湾施設の技術上の基準・解説等であり、適合した工法を採用している。(変更なし)
			複数案の検討	事業の効果と経済性において複数案の検討がされている	■	■	複数案の検討がなされ国の断面審査を受けている。(変更なし)
事業手法 ・工法の 妥当性	○コスト縮減	地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生建設副産物の使用	■	■	地域材として大量の捨石を有効利用、地域内発生残土を埋立材に使用。(変更なし)	
		自然環境への配慮	環境に配慮した事業である	■	■	施工時には汚濁防止膜で施工範囲を取り囲むことにより濁水を出さない。基礎工に捨石を使用することで藻場効果が図れる。(変更なし)	
		周辺の住環境への配慮	周辺の宅地等の住環境を悪化させない	□	□	設置施設は住宅等と隣接していない。(変更なし)	
		景観への配慮	設置施設が周辺景観と馴染むような対策を行う	■	■	小学校と隣接した箇所であり、周辺景観と違和感はない。(変更なし)	
	○環境等への配慮	残土処理の状況	残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮を行う	■	■	残土処理の搬入は土運機で行う。また、土砂の敷均しについては、施工機械を排ガス低減対策とする。(変更なし)	
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護を行う	□	□	該当なし(変更なし)	
		地元要望・協力体制	要望書の提出・陳情の有無、期成会等の地元組織の有無	■	■	佐伯市より要望書の提出。佐伯港総合開発促進協議会を結成している。(変更なし)	
		市町村の協力体制	地元漁協の了解があるか	■	■	大分県漁協から埋立同意は得られている。(変更なし)	
		近隣住宅への配慮	地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある	■	■	地元への説明に佐伯市も同行している。	
		法令等に基づく調整事項	地域地権者等の同意又は理解が得られている	■	■	一部地元住民等の賛成は得られていない(変更なし)	
事業 実施環境	○事業の実効性	上位計画等との関連	法令等に基づく調整事項	■	■	公有水面埋立法(竣工期限H30.1.24)(変更なし)	
		事業の根拠法令・採択要件	港湾計画に位置付けられた事業である	■	■	港湾計画に基づいた計画である。(変更なし)	
		他事業との連携	地域防災計画等関連する計画への位置付けがある	□	□	該当なし(変更なし)	
		施工時期、期間の制限	事業実施に係る根拠法令(条項)	■	■	港湾法第43条第5項に基づき事業を実施(変更なし)	
	○事業の特殊性	技術的難易度	事業の採択要件を満たす	■	■	港湾関係補助金等交付規則実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。(変更なし)	
			他事業との連携	他事業との連携により整備効果が大きくなる	■	■	土砂の搬入・埋立については、国の水深14m岸壁整備事業(浚渫土砂)、佐伯市内での道路事業等(陸上残土)による。(変更なし)
		技術的難易度	工事の時期や期間に制限がある(観光地等)	□	□	該当なし(変更なし)	
			技術面からの事業の実現性	■	■	一般的な工法であり、困難ではない。(変更なし)	

* 評価項目(小項目細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

大分県事業評価監視委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、大分県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催の周知)

第2条 委員会の開催は公開とし、所定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、開催日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、委員長の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- 二 酒気等を帯びていると認められる者
- 三 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(一般傍聴席の傍聴人の定員)

第4条 一般傍聴席の傍聴人の定員は20人以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、委員長が特別の事情があると認める場合は、委員長は別に定員を決めることができる。

(一般傍聴の受付)

第5条 一般傍聴を希望する者は、委員会当日の会場受付にて先着順で一般傍聴受付簿に氏名、住所を記入する。受付を終了した者は一般傍聴券、資料、傍聴要領の交付を受け、入場することができる。なお、一般傍聴の受付は受付時間内であっても傍聴希望者が定員となり次第終了する。

(一般傍聴券の携帯及び提示)

第6条 一般傍聴者は、一般傍聴券の交付を受け、これを携帯し、事務局員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(一般傍聴券の通用期限)

第7条 一般傍聴券は、交付当日限り通用する。

(一般傍聴人の会議室における遵守事項)

第8条 一般傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長及び事務局員の指示に従うこと。
- 二 静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 六 携帯電話、PHS、ポケットベル等これらの類について会場内での使用は禁止とし、受信音等についても鳴らないようにすること。
- 七 写真撮影、録画、録音等を許可なく行わないこと。
- 八 その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(報道関係者の会議室における遵守事項)

第9条 報道関係者は、節度ある取材を行うとともに、委員長及び事務局員の指示に従うこと。

(委員会の一時非公開)

第10条 会議の内容が、大分県情報公開条例（大分県条例平成12年条例第47号）第7条各号に規定する情報に該当する場合、又は会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき、委員長は非公開であることを宣言し、委員会を一時非公開とすることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 前条の規定により委員長が非公開であることを宣言したとき。
 - 二 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が注意した後もなおこれに従わずに委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第二号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。